

# **教職員の服務規律等の実態に関する調査報告書**

平成22年8月

北海道教育委員会

## も く じ

I 調査概要		
1	経過・調査目的	1
2	調査対象	1
3	調査項目及び調査対象期間	1
4	調査方法	2
5	職員からの聴き取りの状況	2
II 調査結果		
1	勤務時間中の組合活動に関する調査	
	ア 学校備品の使用状況	4
	イ 諸会議等への参加状況	7
	ウ 会議室・教室等の使用状況等	8
	エ 組合役員の担当授業時間数	8
2	教職員の政治的行為等に関する調査	
	ア キャンパ活動の実態	9
	イ その他の選挙運動等の実態	10
	ウ 道民からの情報提供	10
	エ 組合掲示	11
3	長期休業期間中の校外研修の状況等に関する調査	
	ア 長期休業期間中の勤務状況	12
	イ 教育職員の校外研修の状況	12
	ウ 事務職員等の研修の状況	14
	エ 校外研修の学校ごとの平均日数	14
	オ 自宅での研修の状況等	16
4	学校運営等の実態に関する調査	
	ア 小・中学校	17
	イ 高等学校及び中等教育学校	21
	ウ 特別支援学校	22
	エ 主任手当の抛出行為の状況	24
5	教育課程の実施状況等に関する調査 (小・中学校・中等教育学校(前期課程))	25
6	教育課程の実施状況等に関する調査 (高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校)	27
7	勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関する調査	27
8	職員団体との関係に関する調査	
	ア 交渉等の実施状況	29
	イ 本庁本部間確認の追認	31
	ウ 職員団体による対抗戦術	31
	エ 管理職選考への関与	33
III 日高管内における勤務時間中の組合活動等に関する調査		
1	調査概要	34
2	調査結果	34
	[参考]全道調査・日高管内調査 各調査対象項目対比表	40
IV 今後の取組等		
1	勤務時間中の組合活動について	41
2	教職員の政治的行為等について	41
3	長期休業期間中の校外研修について	41
4	学校運営等について	42
5	教育課程の実施について (小・中学校・中等教育学校(前期課程))	43
6	教育課程の実施について (高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校)	44
7	勤務実績の勤勉手当への反映について	44
8	職員団体との関係について	45
9	まとめ	45

# 教職員の服務規律等の実態に関する調査について

## I 調査概要

### 1 経過・調査目的

先の衆議院議員選挙にかかわり、子どもたちの教育に直接携わっている教職員が加入している職員団体の幹部が、政治資金規正法違反により逮捕・起訴され、子どもたちや現場の教職員はもとより、保護者や地域の方々にも大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態となった。

こうした中で、文部科学省から、新聞報道等で違法のおそれがあると取り上げられた事項に関し、任命権者として調査するよう要請があり、また、国会や道議会においても教職員の服務規律の確保等について様々な議論がなされたことも踏まえ、道教委として、子どもたちや現場の教職員、保護者や地域の方々の不安や不信を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を確保するため、教職員の服務規律等の実態について調査を行ったものである。

### 2 調査対象

北海道内の公立学校 （札幌市を除く。 全日制の市町村立高等学校を含む。 特別支援学校の分校は1校とする。）	1, 927校 (内訳) 小学校 1, 052校 中学校 564校 中等教育学校 1校 高等学校 253校 特別支援学校 57校
北海道内の市町村教育委員会（札幌市教育委員会を除く。）	178委員会
北海道教育委員会の出先機関（実習船管理局を除く。）	14教育局

※「学校運営等の実態に関する調査」及び「勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関する調査」については、調査対象に札幌市を含む。

札幌市立の学校 （高等学校を除く。）	313校 (内訳) 小学校 209校 中学校 100校 特別支援学校 4校
札幌市教育委員会	1委員会

### 3 調査項目及び調査対象期間

調査項目	調査対象期間
(1) 勤務時間中の組合活動に関する調査	平成21年4月から各学校における聴き取り調査実施日まで
(2) 教職員の政治的行為等に関する調査	平成17年4月から各学校における聴き取り調査実施日まで
(3) 長期休業時間中の校外研修の状況等に関する調査	平成21年度
(4) 学校運営等の実態に関する調査	平成21年度
(5) 教育課程の実施状況等に関する調査 (小・中学校・中等教育学校前期課程)	平成21年度
(6) 教育課程の実施状況等に関する調査 (高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校)	平成21年度
(7) 勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関する調査	平成21年6月期・12月期
(8) 職員団体との関係に関する調査	平成21年度
(9) 平成22年度管理職選考に関する調査	平成22年度選考期間

#### 4 調査方法

調査項目	調査方法
(1) 勤務時間中の組合活動に関する調査	・ 校長が所属職員から聴き取り ・ 市町村教委が市町村立学校長から聴き取り ・ 道教委が道立学校長から聴き取り
(2) 教職員の政治的行為等に関する調査	・ 校長が所属職員から聴き取り ・ 市町村教委が市町村立学校長から聴き取り ・ 道教委が道立学校長から聴き取り
(3) 長期休業時間中の校外研修の状況等に関する調査	・ 校長が個票作成
(4) 学校運営等の実態に関する調査	・ 市町村教委が市町村立学校長から聴き取り ・ 道教委が道立学校長から聴き取り
(5) 教育課程の実施状況等に関する調査 (小・中学校・中等教育学校(前期課程))	・ 市町村教委が個票作成
(6) 教育課程の実施状況等に関する調査 (高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校)	・ 市町村教委が市町村立学校長から聴き取り ・ 道教委が道立学校長から聴き取り
(7) 勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関する調査	・ 市町村教委が市町村立学校長から聴き取り ・ 道教委が道立学校長から聴き取り ・ 道教委が市町村教委から聴き取り
(8) 職員団体との関係に関する調査	・ 学校・市町村教委・教育局が個票作成
(9) 平成22年度管理職選考に関する調査	・ 市町村教委が市町村立学校長から聴き取り ・ 道教委が道立学校長から聴き取り ・ 道教委が市町村教委から聴き取り

#### 5 職員からの聴き取りの状況

- ・ 調査対象校は1, 861校であり、調査対象教員数は、(1)勤務時間中の組合活動に関する調査で37, 774人、(2)教職員の政治的行為等に関する調査で38, 278人である。

(注) 調査対象校、調査対象職員数は、平成22年4月1日現在の学校数・職員数。調査対象校数は分校を本校に含めている。また、中等教育学校は高等学校に含めている。

調査対象教員数は、(1)の対象期間が1年間、(2)の対象期間が5年間であることから、増減がある。

- ・ 聴き取りに応じたものの回答しなかった者は、(1)勤務時間中の組合活動に関する調査の「学校備品の使用状況調査」で4, 942人(13.1%)、「諸会議等への参加状況調査」及び「会議室・教室等の使用状況調査」で5, 002人(13.2%)、(2)教職員の政治的行為等に関する調査で6, 560人(17.1%)であった。
- ・ 学校種別では、小・中学校に無回答が多く、高等学校・特別支援学校では少なかった。
- ・ 管内別では、後志・日高・オホーツクに無回答が多く、石狩・胆振・渡島・檜山・宗谷・釧路では少なかった。

##### (無回答の主な理由)

- ・ 調査には賛成しかねる、協力しかねる
- ・ 職場の働く環境を悪くする調査には協力できない
- ・ 密告するようなことはできない
- ・ 職場内での信頼関係を損ねるおそれがあるので、話したくない
- ・ 不当労働行為に当たる可能性がある、職員団体への不当介入に当たる
- ・ 職員団体に所属しているので立場上答えられない
- ・ 職員団体からの指示で回答しない
- ・ 道教委には職員団体の活動に関する調査を行う権限はない
- ・ 職員団体に所属していないので、聴かれる筋合いではない
- ・ 調査が何に生かされるのか理解できない など

[学校種別]

	(1)ア 学校備品の使用状況調査				(1)イ 諸会議等への参加状況調査 ウ 会議室・教室等の使用状況調査				(2) 教職員の政治的行為等に関する調査			
	回答	無回答	休職 病欠等	計	回答	無回答	休職 病欠等	計	回答	無回答	休職 病欠等	計
小 1,021校	人 11,445 (79.1%)	2,971 (20.5%)	60 (0.4%)	14,476	11,411 (78.8%)	3,005 (20.8%)	60 (0.4%)	14,476	10,543 (71.6%)	4,074 (27.7%)	101 (0.7%)	14,718
中 557校	7,364 (80.8%)	1,707 (18.7%)	43人 (0.5%)	9,114	7,342 (80.5%)	1,729 (19.0%)	43人 (0.5%)	9,114	6,976 (75.5%)	2,196 (23.8%)	69人 (0.7%)	9,241
高 232校	9,802 (99.3%)	48 (0.5%)	16 (0.2%)	9,866	9,802 (99.3%)	49人 (0.5%)	15人 (0.2%)	9,866	9,854 (99.2%)	59人 (0.6%)	24人 (0.2%)	9,937
特 51校	4,087 (94.7%)	216 (5.0%)	15人 (0.3%)	4,318	4,084 (94.6%)	219 (5.1%)	15 (0.3%)	4,318	4,119 (94.0%)	231 (5.3%)	32 (0.7%)	4,382
計 1,861校	32,698 (86.6%)	4,942人 (13.1%)	134人 (0.3%)	37,774	32,639 (86.4%)	5,002 (13.2%)	133人 (0.4%)	37,774	31,492 (82.3%)	6,560 (17.1%)	226 (0.6%)	38,278

[管内別]

	(1)ア 学校備品の使用状況調査				(1)イ 諸会議等への参加状況調査 ウ 会議室・教室等の使用状況調査				(2) 教職員の政治的行為等に関する調査			
	回答	無回答	休職 病欠等	計	回答	無回答	休職 病欠等	計	回答	無回答	休職 病欠等	計
空知	人 2,911 (85.7%)	468 (13.8%)	16 (0.5%)	3,395	2,881 (84.8%)	498 (14.7%)	16 (0.5%)	3,395	2,774 (80.1%)	656 (18.9%)	34 (1.0%)	3,464
石狩	6,513 (98.7%)	75 (1.1%)	12 (0.2%)	6,600	6,512 (98.7%)	77 (1.2%)	11 (0.2%)	6,600	5,374 (80.9%)	1,258 (18.9%)	15 (0.2%)	6,647
後志	1,496 (66.5%)	748 (33.2%)	7 (0.3%)	2,251	1,496 (66.5%)	748 (33.2%)	7人 (0.3%)	2,251	1,502 (65.6%)	767 (33.5%)	21 (0.9%)	2,290
胆振	3,361 (96.7%)	109 (3.1%)	7 (0.2%)	3,477	3,362 (96.7%)	108 (3.1%)	7 (0.2%)	3,477	3,407 (96.7%)	112 (3.1%)	7 (0.2%)	3,526
日高	544 (56.8%)	413 (43.1%)	1 (0.1%)	958	536 (55.9%)	421 (43.9%)	1 (0.2%)	958	548 (55.2%)	441 (44.5%)	3 (0.3%)	992
渡島	3,323 (96.8%)	102 (3.0%)	7 (0.2%)	3,432	3,306 (96.3%)	119 (3.5%)	7 (0.2%)	3,432	3,319 (95.9%)	130 (3.8%)	11 (0.3%)	3,460
檜山	576 (93.6%)	36 (5.9%)	3 (0.5%)	615	577 (93.8%)	35 (5.7%)	3 (0.5%)	615	586 (93.1%)	40 (6.4%)	3 (0.5%)	629
上川	3,944 (82.1%)	842 (17.5%)	19 (0.4%)	4,805	3,941 (82.0%)	845 (17.6%)	19 (0.4%)	4,805	3,908 (80.5%)	915 (18.8%)	33 (0.7%)	4,856
留萌	633 (84.0%)	117 (15.5%)	4 (0.5%)	754	633 (84.0%)	117 (15.5%)	4 (0.5%)	754	644 (83.3%)	122 (15.8%)	7 (0.9%)	773
宗谷	1,000 (98.7%)	11 (1.1%)	2 (0.2%)	1,013	1,000 (98.7%)	11 (1.1%)	2 (0.2%)	1,013	1,021 (98.3%)	12 (1.2%)	6 (0.5%)	1,039
十勝	2,040 (60.6%)	1,300 (38.6%)	29 (0.8%)	3,369	2,039 (60.6%)	1,301 (38.6%)	29 (0.8%)	3,369	2,032 (59.5%)	1,348 (39.4%)	38 (1.1%)	3,418
釧路	2,953 (83.9%)	554 (15.7%)	12 (0.4%)	3,519	2,951 (83.8%)	556 (15.8%)	12 (0.4%)	3,519	2,961 (83.0%)	584 (16.4%)	23 (0.6%)	3,568
根室	2,345 (97.2%)	57 (2.4%)	11 (0.4%)	2,413	2,346 (97.2%)	56 (2.3%)	11 (0.5%)	2,413	2,358 (97.1%)	59 (2.4%)	11 (0.5%)	2,428
計	32,698 (86.6%)	4,942 (13.1%)	134 (0.3%)	37,774	32,639 (86.4%)	5,002 (13.2%)	133人 (0.4%)	37,774	31,492 (82.3%)	6,560 (17.1%)	226 (0.6%)	38,278

## II 調査結果（調査事項別）

### 1 勤務時間中の組合活動に関する調査

#### (1) 調査目的

勤務時間中の組合活動(学校備品の使用、諸会議等への参加など)の状況等を把握する

#### (2) 調査対象

平成22年4月1日現在で在籍する次の職員

ア 市(札幌市を除く。)町村立学校に勤務する県費負担教職員

イ 北海道立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する職員

- ・ 産休代替、育休代替及び期限付任用者を含む。
- ・ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を含む。)及び調査期間のすべてについて休職等の理由により職務専念義務が免除されている者を除く。

#### (3) 調査結果

##### ア 学校備品の使用状況

##### (7) 職員からの聴き取り

- ・ 職員団体用務で学校備品を使用したと回答があったのは173校385人であり、備品別ではFAXで122校228人、コピー機で105校213人、電話で81校142人、印刷機で87校171人、パソコンで23校27人、インターネット回線で17校21人であった。
- ・ また、このうち、勤務時間中に使用したと回答があったのは27校44人であり、備品別ではFAXで16校21人、コピー機で15校25人、電話で12校19人、印刷機で8校11人、パソコンで7校10人、インターネット回線で4校5人であった。

[勤務時間中の使用例]

昼休み・休憩時間・放課後など授業に支障のない範囲で使用

年に数回又は月に1～2回程度使用

FAX・電話・インターネット回線は受信のみ使用 など

- ・ また、具体的な日時や回数、内容等が確認できないとの回答があったのは、FAXで7人、コピー機で6人、電話で3人、印刷機で3人、パソコンで2人、インターネット回線で1人であった。

		小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体用務のための使用 がある	FAX (人数)	102人	45人	67人	14人	228人(0.6%)
	(学校数)	43校	27校	41校	11校	122校(6.6%)
	コピー機 (人数)	81人	58人	58人	16人	213人(0.6%)
	(学校数)	34校	27校	35校	9校	105校(5.6%)
	電話(外線) (人数)	64人	28人	45人	5人	142人(0.4%)
	(学校数)	38校	17校	21校	5校	81校(4.4%)
	印刷機 (人数)	68人	42人	53人	8人	171人(0.5%)
	(学校数)	28校	23校	31校	5校	87校(4.7%)
	パソコン(公費) (人数)	5人	1人	17人	4人	27人(0.1%)
	(学校数)	4校	1校	14校	4校	23校(1.2%)
インターネット回線 (人数)	2人	0人	13人	6人	21人(0.1%)	
(学校数)	1校	0校	10校	6校	17校(0.9%)	
計 (延べ人数)	322人	174人	253人	53人	802人	
(延べ学校数)	148校	95校	152校	40校	435校	
計 (実人数)	156人	82人	116人	31人	385人(1.0%)	
(実学校数)	60校	42校	54校	17校	173校(9.3%)	
うち日高分 (実人数)	3人	9人	6人	0人	18人	
(参考) 日高管内調査(実人数)	133人	59人	—	—	—	

うち勤務時間中に使用がある	F A X (人数) (学校数)	2人 2校	2人 2校	14人 9校	3人 3校	21人(0.1%) 16校(0.9%)
	コピー機 (人数) (学校数)	6人 5校	0人 0校	18人 9校	1人 1校	25人(0.1%) 15校(0.8%)
	電話(外線) (人数) (学校数)	3人 2校	0人 0校	15人 9校	1人 1校	19人(0.1%) 12校(0.6%)
	印刷機 (人数) (学校数)	1人 1校	0人 0校	10人 7校	0人 0校	11人(0.0%) 8校(0.4%)
	パソコン(公費) (人数) (学校数)	1人 1校	0人 0校	7人 4校	2人 2校	10人(0.0%) 7校(0.4%)
	インターネット回線 (人数) (学校数)	0人 0校	0人 0校	3人 2校	2人 2校	5人(0.0%) 4校(0.2%)
	計 (延べ人数) (延べ学校数)	13人 11校	2人 2校	67人 40校	9人 9校	91人 62校
	計 (実人数) (実学校数)	9人 7校	2人 2校	28人 14校	5人 4校	44人(0.1%) 27校(1.5%)
	うち日高分 (実人数)	0人	1人	1人	0人	2人
	(参考) 日高管内調査(実人数)	23人	17人	—	—	—

※(参考)の日高管内調査は、文部科学省からの要請や道議会から指摘のあった内容について、3月に日高管内のみ独自に実施したものである。

※日高管内調査では、備品別の聴き取りは行っていない。

#### (イ) 校長からの聴き取り(1)

- ・ 職員団体用務で学校備品を使用したと回答があったのは155校であり、備品別ではF A Xで100校、コピー機で89校、電話で65校、印刷機で87校、パソコンで8校、インターネット回線で4校であった。
- ・ また、このうち、勤務時間中に使用したと回答があったのは24校であり、備品別ではF A Xで15校、コピー機で17校、電話で12校、印刷機で7校で、パソコンで1校、インターネット回線で1校であった。

		小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体用務のための使用がある	F A X	55校	36校	9校	0校	100校(5.4%)
	コピー機	44校	29校	15校	1校	89校(4.8%)
	電話(外線)	37校	23校	5校	0校	65校(3.5%)
	印刷機	41校	29校	15校	2校	87校(4.7%)
	パソコン(公費)	3校	2校	3校	0校	8校(0.4%)
	インターネット回線	2校	0校	2校	0校	4校(0.2%)
	計(実学校数)	82校	49校	22校	2校	155校(8.3%)
うち勤務時間中に使用がある	F A X	9校	6校	0校	0校	15校(0.8%)
	コピー機	11校	6校	0校	0校	17校(0.9%)
	電話(外線)	7校	5校	0校	0校	12校(0.6%)
	印刷機	5校	2校	0校	0校	7校(0.4%)
	パソコン(公費)	1校	0校	0校	0校	1校(0.1%)
	インターネット回線	1校	0校	0校	0校	1校(0.1%)
	計(実学校数)	15校	9校	0校	0校	24校(1.3%)

#### (参考)

- 職員と校長の両者から「職員団体用務のための使用がある」と回答があった学校は、F A Xで40校、コピー機で39校、電話で17校、印刷機で32校、パソコンで3校、インターネット回線で2校であった。
- ・ 校長からのみ回答があった学校は、F A Xで60校、コピー機で50校、電話で48校、印刷機で55校、パソコンで5校、インターネット回線で2校であった。
- ・ 職員からのみ回答があった学校は、F A Xで82校、コピー機で66校、電話で

64校、印刷機で55校、パソコンで20校、インターネット回線で15校であった。

- 職員と校長の両者から「勤務時間中に職員団体用務のための使用がある」と回答があった学校は、FAXで1校であった。
  - ・ 校長からのみ回答があった学校は、FAXで14校、コピー機で17校、電話で12校、印刷機で7校、パソコンで1校、インターネット回線で1校であった。
  - ・ 職員からのみ回答があった学校は、FAXで15校、コピー機で15校、電話で12校、印刷機で8校、パソコンで7校、インターネット回線で4校であった。

		両者から回答	校長から回答	職員から回答
職員団体用務のための使用がある	FAX	40校	60校	82校
	コピー機	39校	50校	66校
	電話(外線)	17校	48校	64校
	印刷機	32校	55校	55校
	パソコン(公費)	3校	5校	20校
	インターネット回線	2校	2校	15校
うち勤務時間中に使用がある	FAX	1校	14校	15校
	コピー機	0校	17校	15校
	電話(外線)	0校	12校	12校
	印刷機	0校	7校	8校
	パソコン(公費)	0校	1校	7校
	インターネット回線	0校	1校	4校

#### (ウ) 校長からの聴き取り(2)

- ・ 職員団体用務のために備品を使用する場合の使用規程や使用簿等については、最も回答が多かった電話使用簿の整備でも11校(0.6%)とわずかであり、ほとんどの学校において整備されていないとの回答があった。
- ・ また、校長の承認や使用料金の徴収を行っている学校については、最も回答が多かったFAXの使用承認とコピー機の使用料金徴収でも67校(3.6%)とわずかであり、ほとんどの学校において承認や徴収は行われていないとの回答があった。
- ・ 使用料の負担を求めている学校においては、年度末に用紙類やトナー等を現物で返却しているケースが多く、また、一部の学校においては、現金を徴収したり、市町村の出納へ納入しているとの回答があった。

		小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体用務のための使用規程がある	FAX	0校	0校	0校	0校	0校(0.0%)
	コピー機	2校	0校	0校	0校	2校(0.1%)
	電話(外線)	1校	0校	0校	0校	1校(0.1%)
	印刷機	1校	0校	0校	0校	1校(0.1%)
	パソコン(公費)	1校	0校	0校	0校	1校(0.1%)
	インターネット回線	2校	1校	0校	0校	3校(0.2%)
職員団体用務のための使用簿がある	FAX	6校	2校	0校	0校	8校(0.4%)
	コピー機	5校	2校	0校	0校	7校(0.4%)
	電話(外線)	8校	3校	0校	0校	11校(0.6%)
	印刷機	3校	3校	0校	0校	6校(0.3%)
	パソコン(公費)	2校	2校	0校	0校	4校(0.2%)
	インターネット回線	3校	2校	0校	0校	5校(0.3%)
職員団体用務のための校長の承認がある	FAX	47校	20校	0校	0校	67校(3.6%)
	コピー機	38校	20校	1校	1校	60校(3.2%)
	電話(外線)	34校	14校	0校	0校	48校(2.6%)
	印刷機	40校	23校	0校	2校	65校(3.5%)
	パソコン(公費)	24校	11校	0校	0校	35校(1.9%)
	インターネット回線	23校	11校	0校	0校	34校(1.8%)
職員団体用務のための使用料金の徴収がある	FAX	36校	24校	0校	0校	60校(3.2%)
	コピー機	41校	25校	1校	0校	67校(3.6%)
	電話(外線)	28校	12校	1校	0校	41校(2.2%)
	印刷機	33校	24校	1校	0校	58校(3.1%)
	パソコン(公費)	2校	0校	0校	0校	2校(0.1%)
	インターネット回線	0校	1校	1校	0校	2校(0.1%)



## イ 諸会議等への参加状況

### (7) 勤務時間中の集会・会議等への参加状況

#### a 職員からの聴き取り

- 勤務時間中に、職員団体主催の集会・会議等に参加したと回答があったのは303校1,443人であり、場所別では、校内の会議等が28校100人、校外の会議等が299校1,414人であり、回答があったすべての職員が年休等の手続を行っていたとの回答だった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
勤務時間中に (人数)	65人	32人	2人	1人	100人(0.3%)
校内での会議等に (学校数)	16校	9校	2校	1校	28校(1.5%)
出席した 年休等手続済	65人	32人	2人	1人	100人(0.3%)
勤務時間中に (人数)	946人	430人	21人	17人	1,414人(3.7%)
校外での会議等に (学校数)	177校	98校	17校	7校	299校(16.1%)
出席した 年休等手続済	946人	430人	21人	17人	1,414人(3.7%)
計 (実人数)	957人	445人	23人	18人	1,443人(3.8%)
(実学校数)	178校	99校	18校	8校	303校(16.3%)
年休等手続済(実人数)	957人	445人	23人	18人	1,443人(3.8%)
うち日高分(実学校数・実人数)	2校 4人	1校 2人	1校 1人	0人	4校 7人
年休等手続済(実学校数・実人数)	2校 4人	1校 2人	1校 1人	0人	4校 7人
(参考)日高管内調査(実学校数・実人数)	36校155人	17校 78人	—	—	53校 233人
年休等手続済(実学校数・実人数)	23校 99人	12校 56人	—	—	35校 155人

※(参考)の日高管内調査は、文部科学省からの要請や道議会から指摘のあった内容について、3月に日高管内のみ独自に実施したものである。

#### b 校長からの聴き取り

- 勤務時間中に、職員団体主催の集会・会議等に参加した自校職員を知っていると回答があったのは357校であり、場所別では、校内の会議等が13校、校外の会議等が357校であった。
- そのうち、職員が年休等の手続を取って会議等に参加したと回答があったのは325校であり、年休等の手続を取らなかったと回答があった32校からは、その理由として、休憩時間中に退勤して休憩時間終了から勤務時間終了までの時間を年休等を取得せず欠勤することを慣例としていた、あるいは、学校運営上支障がないとして黙認していたとの回答があった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
勤務時間中の校内での集会・会議等の 自校出席者を知っている	8校	5校	0校	0校	13校(0.7%)
年休等手続済	7校	5校	0校	0校	12校(0.6%)
勤務時間中の校外での集会・会議等の 自校出席者を知っている	213校	134校	6校	4校	357校(19.2%)
年休等手続済	190校	125校	6校	4校	325校(17.5%)
計(実学校数)	213校	134校	6校	4校	357校(19.2%)
年休等手続済	190校	125校	6校	4校	325校(17.5%)

### (イ) 教研集会への参加状況

#### a 職員からの聴き取り

- 教研集会に参加したと回答があったのは1,848人であり、その勤務態様は、年休取得が1,595人、勤務時間外・週休日等が228人、覚えていない・無回答が25人であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
教研集会に参加した	1,132人	629人	72人	15人	1,848人(4.9%)
年休	996人	547人	44人	8人	1,595人(4.2%)
勤務時間外	58人	50人	2人	1人	111人(0.3%)
週休日・休日	64人	27人	21人	5人	117人(0.3%)
覚えていない・無回答	14人	5人	5人	1人	25人(0.1%)

b 校長からの聴き取り

- ・ 教研集会に参加した自校職員がいると回答があったのは593校であり、その勤務態様は、年休取得が563校、勤務時間外・週休日等が30校であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
教研集会に参加した自校職員がいる	356校	221校	15校	1校	593校(31.9%)
年休	336校	214校	12校	1校	563校(30.3%)
勤務時間外	8校	2校	0校	0校	10校(0.5%)
週休日・休日	12校	5校	3校	0校	20校(1.1%)

ウ 会議室・教室等の使用状況等

(7) 職員からの聴き取り

- ・ 職員団体用務のために会議室・教室等の使用があると回答があったのは、4,826人であり、そのうち勤務時間中の使用があると回答があったのは83人であった。
- ・ また、使用の具体的な日時や内容等が確認できないものや無回答が一部にあった。

[勤務時間中の使用例]

休憩時間に使用  
月に1～2回程度年休取得し使用  
休業期間中に使用 など

- ・ 職員団体用務のための会議室・教室等の使用に校長の承認手続があると回答があったのは5,443人であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体用務の会議室等使用がある	2,837人	1,749人	185人	55人	4,826人(12.8%)
勤務時間中の使用がある	33人	44人	6人	0人	83人(0.2%)
職員団体用務の会議室等使用に校長承認手続がある	3,286人	1,974人	132人	51人	5,443人(14.4%)

(イ) 校長からの聴き取り

- ・ 職員団体用務のために会議室・教室等の使用があると回答があったのは、898校であり、そのうち勤務時間中の使用があると回答があったのは12校であった。

[勤務時間中の使用例]

休憩時間に使用  
月に1～2回程度年休取得し使用 など

- ・ 職員団体用務のための会議室・教室等の使用に校長の承認手続があると回答があったのは945校であるが、そのうち、使用規程が整備されていたのが8校、使用簿が整備されていたのが6校、使用料金が徴収されていたのが4校であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体用務の会議室等使用がある	537校	330校	20校	11校	898校(48.3%)
勤務時間中の使用がある	6校	6校	0校	0校	12校(0.6%)
職員団体用務の会議室等使用に校長承認手続がある	582校	344校	10校	9校	945校(50.8%)
職員団体用務の会議室等使用の規程がある	3校	4校	1校	0校	8校(0.4%)
職員団体用務の会議室等使用の使用簿がある	3校	3校	0校	0校	6校(0.3%)
職員団体用務の会議室等使用は使用料金を徴収している	3校	1校	0校	0校	4校(0.2%)

エ 組合役員の担当授業時間数

- ・ 支部・支会・分会などの組合役員となっている教員で、担当授業時間数が10時間以下と少ない者は74人いるが、いずれも、教務主任等を校務分掌としていることによるものとの回答があり、組合役員を理由に担当授業時間数の調整が行われるなどの事例は確認されなかった。

	小	中	高	特	計
組合役員で、週当たりの授業時間数が10時間以下となっている教員	32人	13人	24人	5人	74人
(理由)					
教務主任	22人	2人	1人	0人	25人(33.8%)
総務・PTA等兼務	3人	0人	1人	0人	4人(5.4%)
補欠授業・生徒指導	2人	3人	0人	0人	5人(6.7%)
その他(特別支援教育、芸術教科、定時制、進路指導など)	5人	8人	22人	5人	40人(54.1%)

## 2 教職員の政治的行為等に関する調査

### (1) 調査目的

教職員の政治的行為等の状況等を把握する

### (2) 調査対象

平成22年4月1日現在で在籍する次の職員

ア 市(札幌市を除く。)町村立学校に勤務する県費負担教職員

イ 北海道立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する職員

- ・ 産休代替、育休代替及び期限付任用者を含む。
- ・ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を含む。)を除く。

※ 政治的行為については、身分上禁止されていることから、休職中の職員及び在籍専従の許可を受けた職員等も調査対象とする。

### (3) 調査結果

#### ア キャンパ活動の実態

##### (7) 職員からの聴き取り

- ・ 職員団体からキャンパ要請を受けたことがあると回答があったのは1,582人であった。
- ・ 学校内でキャンパの集金をしたことがあると回答があったのは231人で、キャンパの勧誘をしたことがあると回答があったのは157人であった。
- ・ 勧誘以外でキャンパの取りまとめに関わったことがあると回答があったのは84人であったが、そのキャンパが「特定の政党や候補者への支援目的のキャンパ要請と特定できるもの」であったという回答はなかった。
- ・ 「特定の政党や候補者への支援目的」のキャンパ活動を聞いたことがあると回答があったのは249人であった。
- ・ なお、キャンパ全般に係る要請、集金、勧誘、取りまとめなどの行為を見聞きしたことがあると回答があったのは394人であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体からキャンパ要請を受けた	228人	174人	1,108人	72人	1,582人(4.1%)
学校内でキャンパの集金をした	33人	38人	150人	10人	231人(0.6%)
学校内でキャンパの勧誘をした	18人	20人	111人	8人	157人(0.4%)
勧誘以外でキャンパの取りまとめに関わった	17人	10人	50人	7人	84人(0.2%)
職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のキャンパ要請と特定できるものがある	0人	0人	0人	0人	0人(0.0%)
職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のキャンパ要請と特定できるものを聞いたことがある	59人	29人	31人	130人	249人(0.7%)
これらの行為を見聞きしたことがある	60人	97人	219人	18人	394人(1.0%)

##### (イ) 校長からの聴き取り

- ・ 学校内で職員団体のキャンパ要請があったと回答があったのは37校で、聞いたことがあると回答があったのは34校であった。
- ・ 学校内でキャンパの集金があったと回答があったのは21校で、聞いたことがあると回答があったのは23校であった。
- ・ 学校内で、キャンパの勧誘者を特定できると回答があったのは8校で、勧誘以外でキャンパの取りまとめ者を特定できると回答があったのは3校であった。
- ・ 学校内で、職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のキャンパ要請と特定できるものがあるとの回答はなく、聞いたことがあると回答があったのは10校であったが、いずれも、日時や場所など詳細の確認は困難であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
職員団体のカンパ要請があった	10校	4校	21校	2校	37校(2.0%)
職員団体のカンパ要請を聞いたことがある	15校	7校	9校	3校	34校(1.8%)
学校内でカンパの集金があった	6校	2校	12校	1校	21校(1.1%)
学校内でカンパの集金を聞いたことがある	15校	5校	3校	0校	23校(1.2%)
学校内でカンパの勧誘者を特定できる	3校	0校	5校	0校	8校(0.4%)
学校内で勧誘以外でカンパの取りまとめ者を特定できる	0校	0校	2校	1校	3校(0.2%)
職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のカンパ要請と特定できるものがある	0校	0校	0校	0校	0校(0.0%)
職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のカンパ要請と特定できるものを聞いたことがある	5校	2校	3校	0校	10校(0.5%)

## イ その他の選挙運動等の実態

### (7) 職員からの聴き取り

- 選挙運動に係る「指令書」の存在を知っていると回答があったのは40人であったが、具体的な内容は「わからない」、「覚えていない」との回答であった。
- 「ビラ配り」、「電話かけ」などの選挙運動を行ったことがあると回答があったのは54人であった。
- これらの行為を見聞きしたことがあると回答があったのは168人であったが、いずれも、日時や場所など詳細を確認することは困難な内容であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
「指令書」の存在を知っている	8人	9人	13人	10人	40人(0.1%)
「専従担当者」になったことがある	0人	0人	0人	0人	0人(0.0%)
「戸別訪問」を行ったことがある	1人	0人	0人	0人	1人(0.0%)
「ビラ配り」「チラシ配布」を行ったことがある	9人	9人	1人	1人	20人(0.1%)
「電話かけ」を行ったことがある	2人	8人	0人	0人	10人(0.0%)
「支持者カード」による支持者獲得の取組を行ったことがある	20人	20人	0人	1人	41人(0.1%)
その他選挙運動又は選挙運動と疑われる行為を行ったことがある	2人	1人	0人	1人	4人(0.0%)
小計(実人数)	26人	25人	1人	2人	54人(0.1%)
学校内に特定の政党や候補者のポスターなどを掲示したことがある	0人	0人	0人	0人	0人(0.0%)
これらの行為を見聞きしたことがある	49人	66人	34人	19人	168人(0.4%)

### (イ) 校長からの聴き取り

- 「ビラ配り」など禁止・制限されている選挙運動を見聞きしたことがあると回答があったのは33校であった。
- 学校内に特定の政党や候補者のポスターなどが掲示されたことがあると回答があったのは7校であった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
職員の「戸別訪問」を見聞きしたことがある	1校	2校	1校	0校	4校(0.2%)
職員の「ビラ配り」「チラシ配」を見聞きしたことがある	9校	10校	1校	0校	20校(1.1%)
職員の「電話かけ」を見聞きしたことがある	0校	3校	0校	0校	3校(0.2%)
職員の「支持者カード」による支持者獲得の取組を見聞きしたことがある	13校	9校	0校	0校	22校(1.2%)
職員のその他選挙運動又は選挙運動と疑われる行為を見聞きしたことがある	3校	5校	0校	0校	8校(0.4%)
小計(実学校数)	18校	14校	1校	0校	33校(1.8%)
学校内に特定の政党や候補者のポスターなどが掲示されたことがある	4校	3校	0校	0校	7校(0.4%)

## ウ 道民からの情報提供

- 職員の選挙運動等について、道民から情報提供を受けたことがあるとの回答があった学校は2校であり、その内容は、「誰かは不明だが学校の職員が戸別訪問とビラ配

りをしているのではないかという話を聞いた」、「学校の掲示板に選挙候補者ポスターが貼られている（直接の通報先は教育局）」であったが、いずれの学校においても、既に、職員への指導や当該掲示物の撤去など、必要な対応を行ったとの回答があった。

	小	中	高	特	計(全体比率)
職員の選挙運動等について住民・保護者から情報提供を受けたことがある	0校	1校	1校	0校	2校(0.1%)

## エ 組合掲示

- ・ 学校内に「組合掲示板(スペース)」があると回答があったのは837校であったが、使用が有償である学校及び「組合掲示板(スペース)」の使用許可規程を整備している学校はなかった。
- ・ 「組合掲示板(スペース)」があると回答があった学校のうち、管理責任者や掲示物の責任の所在が明確であると回答があったのは605校であった。
- ・ なお、「組合掲示板(スペース)」がない学校においては、職員団体が文書等を掲示していない、掲示する場合は校長の許可を得ているなどの事例が確認された。

	小	中	高	特	計(全体比率)
学校内に「組合掲示板(スペース)」がある	488校	252校	66校	31校	837校(45.0%)
使用が有償である	0校	0校	0校	0校	0校(0.0%)
「組合掲示板(スペース)」の使用許可規程がある	0校	0校	0校	0校	0校(0.0%)
管理責任者が明確である	0校	0校	0校	0校	0校(0.0%)
掲示物の責任の所在が明確である	0校	0校	0校	0校	0校(0.0%)
「組合掲示板(スペース)」の使用許可規程がない	488校	252校	66校	31校	837校(45.0%)
管理責任者が明確である	362校	186校	36校	21校	605校(32.5%)
掲示物の責任の所在が明確である	358校	188校	37校	22校	605校(32.5%)

## 3 長期休業期間中の校外研修の状況等に関する調査

### (1) 調査目的

夏季休業期間中及び冬季休業期間中の校外研修の状況等を把握する

### (2) 調査対象

ア 市(札幌市を除く。)町村立学校に勤務する県費負担教職員

イ 北海道立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する職員

学校種別	学校数	学校職員数	対象職員数	
			夏季休業	冬季休業
全 体	1,946校	40,877人	39,354人	39,349人
小 学 校	1,052校	15,924人	15,231人	15,243人
中 学 校	564校	9,926人	9,619人	9,606人
高等 学校	全 日 制	227校	10,580人	10,229人
	定 時 制	46校		
特別支援学校	57校	4,447人	4,275人	4,278人

(参考) 平成19年度実施の校外研修調査

学校種別	学校数	学校職員数	対象職員数	
			夏季休業	冬季休業
全 体	2,017校	41,227人	40,003人	39,836人
小 学 校	1,103校	16,067人	15,462人	15,475人
中 学 校	576校	10,016人	9,859人	9,695人
高等 学校	全 日 制	235校	10,836人	10,632人
	定 時 制	47校		
特別支援学校	56校	4,308人	4,050人	4,086人

- ・ 数値は5月1日現在で、学校数は休校を除く
- ・ 高等学校は、全・定併置校は全日制・定時制それぞれ1校とし、全日制には中等教育学校を含む
- ・ 産休代替、育休代替及び期限付任用者を含む
- ・ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を含む)及び産休、育休、休職等により全調査期間について職務専念義務が免除されている者を除く

### (3) 調査結果

#### ア 長期休業期間中の勤務状況

長期休業期間中の勤務状況を平成19年度実施の校外研修調査と比較すると、休業期間に占める割合では夏季・冬季ともに「学校で勤務」が増加し、「職専免(校外研修含む)」が減少した。

		学校で勤務	年休等	職専免 (校外研修含む)	合計
夏季休業	平21	9日3時間(55%)	6日2時間(36%)	1日4時間(9%)	17日1時間
	平19	9日2時間(53%)	6日1時間(35%)	2日1時間(12%)	17日4時間
冬季休業	平21	6日2時間(56%)	4日0時間(36%)	7時間(8%)	11日1時間
	平19	6日4時間(54%)	4日3時間(36%)	1日2時間(10%)	12日1時間

- ・ 長期休業期間中の週休日を除く
- ・ 年休等は、年次有給休暇、各種休暇等
- ・ 職専免(校外研修含む)は、教育公務員特例法第22条第2項に基づく校外研修及び北海道職員の職務専念義務の特例条例に基づく職専免

#### イ 教育職員の校外研修の状況

##### (7) 夏季休業期間

- ・ 夏季休業期間中に校外研修を行った教育職員(副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、常勤講師、実習助手、寄宿舎指導員)の総計は11,735人(34.3%)であり、校外研修を行った者は、平成19年度の40.4%から約6ポイント減少している。
- ・ 学校種別では、平成19年度と同様に、小学校と特別支援学校で比率が高く、中学校と高等学校では比率が低い。また、平成19年度対比では、特別支援学校はほぼ同じであるが、他の校種では減少している。
- ・ 教育職員1人当たりの研修日数は、全体で4日6時間で、平成19年度の5日6時間から約1日減少しており、すべての校種において減少が見られる。
- ・ 研修場所は、全体で4日6時間のうち、公的研究・研修機関が4時間、研修会会場等や公民館・図書館等が1日4時間、自宅等が2日6時間となっており、平成19年度対比較では、自宅等が4日1時間から1日3時間減少している。

	学校種別	校外研修を行った者 (全体比率)	1人当たりの			
			校外研修の日数	公的研究・研修機関	研修会会場 公民館・図書館等	自宅等
平21	全 体	11,735人 (34.3%)	4日6時間	4時間	1日4時間	2日6時間
	小 学 校	5,942人 (44.9%)	5日1時間	4時間	1日5時間	3日0時間
	中 学 校	2,364人 (27.7%)	5日2時間	5時間	1日4時間	3日1時間
	高 等 学 校	1,594人 (18.3%)	5日0時間	4時間	1日2時間	3日2時間
	特別支援学校	1,834人 (49.8%)	3日6時間	5時間	1日4時間	1日5時間
平19	全 体	13,791人 (40.4%)	5日6時間	3時間	1日2時間	4日1時間
	小 学 校	6,909人 (52.1%)	5日6時間	3時間	1日1時間	4日2時間
	中 学 校	2,995人 (35.0%)	6日3時間	4時間	1日1時間	4日6時間
	高 等 学 校	2,178人 (24.5%)	5日7時間	4時間	1日0時間	4日3時間
	特別支援学校	1,709人 (49.4%)	4日3時間	3時間	2日0時間	2日0時間

##### (4) 冬季休業期間

- ・ 冬季休業期間中に校外研修を行った教育職員の総計は9,347人(27.3%)であり、校外研修を行った者は、平成19年度の30.6%から約3ポイント減少している。
- ・ 学校種別では、夏季と同様に、小学校と特別支援学校で比率が高く、中学校と高等学校では比率が低い。また、平成19年度対比では、小学校、中学校が減少し、

高等学校が微増し、特別支援学校はほぼ同じであった。

- ・ 教育職員 1 人当たりの研修日数は、全体で 3 日 7 時間で、平成 19 年度の 4 日 4 時間から 5 時間減少しており、すべての校種において減少が見られる。
- ・ 研修場所は、全体で 3 日 7 時間のうち、公的研究・研修機関が 2 時間、研修会会場等や公民館・図書館等が 1 日 2 時間、自宅等が 2 日 3 時間となっており、平成 19 年度対比では、自宅等が 3 日 3 時間から 1 日減少している。

	学校種別	校外研修を行った者 (全体比率)	1 人当たりの			
			校外研修の日数	公的研究・ 研修機関	研修会会場 公民館・ 図書館等	自宅等
平 21	全 体	9,347人 (27.3%)	3 日 7 時間	2 時間	1 日 2 時間	2 日 3 時間
	小 学 校	5,023人 (37.9%)	4 日 0 時間	2 時間	1 日 2 時間	2 日 4 時間
	中 学 校	1,883人 (22.0%)	3 日 6 時間	2 時間	1 日 1 時間	2 日 3 時間
	高 等 学 校	1,289人 (14.8%)	4 日 0 時間	2 時間	7 時間	2 日 7 時間
	特別支援学校	1,152人 (31.2%)	3 日 4 時間	3 時間	1 日 4 時間	1 日 5 時間
平 19	全 体	10,488人 (30.6%)	4 日 4 時間	2 時間	7 時間	3 日 3 時間
	小 学 校	5,825人 (43.7%)	4 日 2 時間	2 時間	7 時間	3 日 1 時間
	中 学 校	2,348人 (27.4%)	4 日 2 時間	2 時間	7 時間	3 日 1 時間
	高 等 学 校	1,227人 (13.8%)	6 日 5 時間	2 時間	1 日 0 時間	5 日 3 時間
	特別支援学校	1,088人 (31.3%)	3 日 5 時間	2 時間	1 日 2 時間	2 日 1 時間

(ウ) 研修計画・研修報告

- ・ 研修計画の把握・確認は、夏季・冬季ともに、99.7%が研修計画書や研修会要項等の文書により行われており、平成 19 年度から全体で、夏季で 0.7 ポイント、冬季で 0.3 ポイント増加している。
- ・ 研修成果の報告は、夏季・冬季ともに、99.4%が研修報告書や参加者名簿等の文書により行われており、全体では平成 19 年度からの増減はない。

[夏季休業]

	学校種別	研修計画の把握・確認				研修成果の報告			
		文書提出による確認			その他	文書提出による確認			その他
		計画書	要項等	計		報告書	名簿等	計	
平 21	全 体	97.6%	2.1%	99.7%	0.3%	96.8%	2.6%	99.4%	0.6%
	小 学 校	97.9%	2.1%	100.0%	0.0%	97.2%	2.6%	99.8%	0.2%
	中 学 校	96.5%	3.5%	100.0%	0.0%	95.9%	3.9%	99.8%	0.2%
	高 等 学 校	98.8%	0.4%	99.2%	0.8%	98.7%	0.3%	99.0%	1.0%
	特別支援学校	96.6%	2.0%	98.6%	1.4%	94.6%	2.3%	96.9%	3.1%
平 19	全 体	97.5%	1.5%	99.0%	1.0%	97.7%	1.7%	99.4%	0.6%
	小 学 校	97.8%	1.8%	99.6%	0.4%	97.6%	2.1%	99.7%	0.3%
	中 学 校	97.9%	1.8%	99.7%	0.3%	97.8%	1.9%	99.7%	0.3%
	高 等 学 校	97.8%	0.3%	98.1%	1.9%	97.3%	0.5%	97.8%	2.2%
	特別支援学校	94.7%	1.2%	95.9%	4.1%	98.7%	1.3%	100.0%	0.0%

[冬季休業]

	学校種別	研修計画内容				研修成果報告			
		文書提出による確認			その他	文書提出による確認			その他
		計画書	要項等	計		報告書	名簿等	計	
平 21	全 体	98.3%	1.4%	99.7%	0.3%	97.7%	1.7%	99.4%	0.6%
	小 学 校	98.4%	1.5%	99.9%	0.1%	98.1%	1.8%	99.9%	0.1%
	中 学 校	97.9%	2.1%	100.0%	0.0%	97.5%	2.3%	99.8%	0.2%
	高 等 学 校	98.2%	0.3%	98.5%	1.5%	98.0%	0.4%	98.4%	1.6%
	特別支援学校	98.3%	1.3%	99.6%	0.4%	95.7%	1.9%	97.6%	2.4%
平 19	全 体	98.3%	1.4%	99.4%	0.6%	97.9%	1.5%	99.4%	0.6%
	小 学 校	98.1%	1.8%	99.9%	0.1%	97.9%	1.9%	99.8%	0.2%
	中 学 校	97.8%	2.0%	99.8%	0.2%	97.7%	2.0%	99.7%	0.3%
	高 等 学 校	97.4%	0.1%	97.5%	2.5%	97.3%	0.2%	97.5%	2.5%
	特別支援学校	99.4%	0.2%	99.6%	0.4%	99.6%	0.4%	100.0%	0.0%

## ウ 事務職員等の研修の状況

- ・ 夏季休業期間中に研修を行った事務職員等（校長、事務職員、学校栄養職員、介護員、看護師、公務補、事務生）の総計は466人（9.0%）であり、研修を行った者は、平成19年度の10.4%から1.4ポイント減少している。
- ・ 冬季休業期間中に研修を行った事務職員等の総計は286人（5.6%）であり、研修を行った者は、平成19年度の7.0%から1.4ポイント減少している。
- ・ 学校種別では、平成19年度と同様に、小学校と中学校で比率が高く、高等学校と特別支援学校では比率が低い。
- ・ 1人当たりの研修日数は、夏季では2日4時間で、平成19年度の2日5時間から微減しており、冬季では2日1時間で増減がない。
- ・ 研修場所は、夏季では、公的研究・研修機関が3時間、研修会会場等や公民館・図書館等が2日1時間、冬季では、公的研究・研修機関が2時間、研修会会場等や公民館・図書館等が1日7時間となっており、平成19年度と同様の状況である。

[夏季休業]

	学校種別	研修を行った者 (全体比率)	1人当たりの研修日数		
				公的研究・ 研修機関	研修会会場 公民館・ 図書館等
平 21	全 体	466人(9.0%)	2日4時間	3時間	2日1時間
	小 学 校	292人(14.7%)	2日5時間	3時間	2日2時間
	中 学 校	164人(15.6%)	2日3時間	3時間	2日0時間
	高 等 学 校	1人(0.1%)	1日0時間	0時間	1日0時間
	特別支援学校	9人(1.5%)	2日2時間	1日0時間	1日2時間
平 19	全 体	578人(10.4%)	2日5時間	3時間	2日2時間
	小 学 校	379人(17.5%)	2日5時間	3時間	2日2時間
	中 学 校	166人(11.8%)	2日4時間	3時間	2日1時間
	高 等 学 校	3人(0.2%)	3日2時間	5時間	2日5時間
	特別支援学校	30人(4.9%)	2日6時間	4時間	2日2時間

[冬季休業]

	学校種別	研修を行った者 (全体比率)	1人当たりの研修日数		
				公的研究・ 研修機関	研修会会場 公民館・ 図書館等
平 21	全 体	286人(5.6%)	2日1時間	2時間	1日7時間
	小 学 校	189人(9.5%)	2日2時間	2時間	2日0時間
	中 学 校	93人(8.9%)	2日0時間	2時間	1日6時間
	高 等 学 校	1人(0.1%)	1日0時間	0時間	1日0時間
	特別支援学校	3人(0.5%)	1日6時間	1日3時間	1日3時間
平 19	全 体	387人(7.0%)	2日1時間	2時間	1日7時間
	小 学 校	275人(12.8%)	2日0時間	2時間	1日6時間
	中 学 校	97人(8.7%)	2日1時間	1時間	2日0時間
	高 等 学 校	2人(0.1%)	2日4時間	1日0時間	1日4時間
	特別支援学校	13人(2.1%)	1日7時間	7時間	1日0時間

## エ 校外研修の学校ごとの平均日数

### (7) 夏季休業期間

- ・ 夏季休業期間において校外研修を行った者の平均日数を学校ごとに見ると、夏季休業期間中の勤務日の平均日数が17日のところ、半数を超える957校(50.1%)の学校が3日未満であった。
- ・ 校外研修を行った者の平均日数が最も多い学校は、中学校の20日3時間であり、



また、校外研修を行っていない学校（＝0日）が326校（17.1％）であった。

※ 最多の20日3時間の学校における夏季休業期間中の勤務日の日数は21日であった。

- ・ 校外研修を行った者の平均日数が10日以上（10日）の学校は79校（4.1％）であった。
- ・ 自宅研修を行った者の平均日数では、自宅研修を行っていない学校（＝0日）が1,259校（65.9％）であり、また、8割近くの1,527校（79.9％）の学校が3日未満であった。
- ・ 自宅研修を行った者の平均日数が最も多いのは、中学校の18日3時間であり、また、自宅研修を行った者の平均日数が10日以上（10日）の学校は40校（2.1％）であった。

学校の平均	校外研修					自宅での研修				
	全体	小	中	高	特	全体	小	中	高	特
0日	326校 (17.1%)	185校 (17.6%)	125校 (22.2%)	16校 (6.8%)		1,259校 (65.9%)	692校 (65.8%)	398校 (70.6%)	136校 (57.4%)	33校 (57.9%)
0日超～	30校 (1.6%)	18校 (1.7%)	8校 (1.4%)	3校 (1.3%)	1校 (1.8%)	85校 (4.5%)	45校 (4.3%)	16校 (2.8%)	12校 (5.1%)	12校 (21.1%)
1日～	247校 (12.9%)	136校 (12.9%)	72校 (12.8%)	24校 (10.1%)	15校 (26.3%)	99校 (5.2%)	46校 (4.4%)	32校 (5.7%)	15校 (6.3%)	6校 (10.5%)
2日～	354校 (18.5%)	192校 (18.3%)	97校 (17.2%)	46校 (19.4%)	19校 (33.3%)	84校 (4.4%)	46校 (4.4%)	22校 (3.9%)	16校 (6.8%)	
3日～	261校 (13.7%)	129校 (12.3%)	83校 (14.7%)	43校 (18.1%)	6校 (10.5%)	84校 (4.4%)	45校 (4.3%)	20校 (3.5%)	16校 (6.8%)	3校 (5.3%)
4日～	175校 (9.2%)	100校 (9.5%)	39校 (6.9%)	30校 (12.7%)	6校 (10.5%)	75校 (3.9%)	44校 (4.2%)	14校 (2.5%)	16校 (6.8%)	1校 (1.8%)
5日～	150校 (7.9%)	75校 (7.1%)	38校 (6.7%)	34校 (14.3%)	3校 (5.3%)	57校 (3.0%)	30校 (2.9%)	12校 (2.1%)	15校 (6.3%)	
6日～	113校 (5.9%)	58校 (5.5%)	29校 (5.1%)	21校 (8.9%)	5校 (8.8%)	43校 (2.3%)	26校 (2.5%)	10校 (1.8%)	5校 (2.1%)	2校 (3.5%)
7日～	74校 (3.9%)	45校 (4.3%)	19校 (3.4%)	9校 (3.8%)	1校 (1.8%)	33校 (1.7%)	26校 (2.5%)	5校 (0.9%)	2校 (0.8%)	
8日～	64校 (3.4%)	46校 (4.4%)	11校 (2.0%)	6校 (2.5%)	1校 (1.8%)	24校 (1.3%)	16校 (1.5%)	6校 (1.1%)	2校 (0.8%)	
9日～	37校 (1.9%)	24校 (2.3%)	9校 (1.6%)	4校 (1.7%)		27校 (1.4%)	15校 (1.4%)	10校 (1.8%)	2校 (0.8%)	
10日～	22校 (1.2%)	10校 (1.0%)	11校 (2.0%)	1校 (0.4%)		13校 (0.7%)	8校 (0.8%)	5校 (0.9%)		
11日～	23校 (1.2%)	18校 (1.7%)	5校 (0.9%)			10校 (0.5%)	8校 (0.8%)	2校 (0.4%)		
12日～	12校 (0.6%)	8校 (0.8%)	4校 (0.7%)			6校 (0.3%)	4校 (0.4%)	2校 (0.4%)		
13日～	5校 (0.3%)	2校 (0.2%)	3校 (0.5%)			4校 (0.2%)		4校 (0.7%)		
14日～	7校 (0.4%)	4校 (0.4%)	3校 (0.5%)			3校 (0.2%)	1校 (0.1%)	2校 (0.4%)		
15日～	6校 (0.3%)		6校 (1.1%)			3校 (0.2%)		3校 (0.5%)		
16日～	2校 (0.1%)	1校 (0.1%)	1校 (0.2%)							
17日～	1校 (0.1%)	1校 (0.1%)								
18日～						※1校 (0.1%)		※1校 (0.2%)		
19日～										
20日～	※1校 (0.1%)		※1校 (0.2%)							

#### (イ) 冬季休業期間

- ・ 冬季休業期間において校外研修を行った者の平均日数を学校ごとに見ると、冬季休業期間中の勤務日の平均日数が11日のところ、6割を超える1,231校（64.5％）の学校が3日未満であった。

- ・ 校外研修を行った者の平均日数が最も多い学校は、小学校の11日5時間であり、また、校外研修を行っていない学校（＝0日）が477校（25.0％）であった。  
※ 最多の11日5時間の学校における冬季休業期間中の勤務日の日数は12日であった。
- ・ 校外研修を行った者の平均日数が10日以上のある学校は12校（0.6％）であった。
- ・ 自宅研修を行った者の平均日数では、自宅研修を行っていない学校（＝0日）が1,296校（67.9％）であり、また、8割を超える1,580校（82.7％）の学校が3日未満であった。
- ・ 自宅研修を行った者の平均日数が最も多いのは、小学校の11日5時間であり、また、自宅研修を行った者の平均日数が10日以上のある学校は6校（0.3％）であった。

学校の平均	校外研修					自宅での研修				
	全体	小	中	高	特	全体	小	中	高	特
0日	477校 (25.0%)	259校 (24.6%)	184校 (32.6%)	33校 (13.9%)	1校 (1.8%)	1,296校 (67.9%)	713校 (67.8%)	406校 (72.0%)	141校 (59.5%)	36校 (63.2%)
0日超～	39校 (2.0%)	23校 (2.2%)	14校 (2.5%)	2校 (0.8%)		71校 (3.7%)	36校 (3.4%)	20校 (3.5%)	5校 (2.1%)	10校 (17.5%)
1日～	374校 (19.6%)	196校 (18.6%)	118校 (20.9%)	39校 (16.5%)	21校 (36.8%)	109校 (5.7%)	61校 (5.8%)	31校 (5.5%)	16校 (6.8%)	1校 (1.8%)
2日～	341校 (17.9%)	201校 (19.1%)	73校 (12.9%)	51校 (21.5%)	16校 (28.1%)	104校 (5.4%)	53校 (5.0%)	23校 (4.1%)	24校 (10.1%)	4校 (7.0%)
3日～	220校 (11.5%)	106校 (10.1%)	67校 (11.9%)	40校 (16.9%)	7校 (12.3%)	81校 (4.2%)	38校 (3.6%)	25校 (4.4%)	15校 (6.3%)	3校 (5.3%)
4日～	172校 (9.0%)	94校 (8.9%)	35校 (6.2%)	36校 (15.2%)	7校 (12.3%)	100校 (5.2%)	57校 (5.4%)	20校 (3.5%)	21校 (8.9%)	2校 (3.5%)
5日～	116校 (6.1%)	62校 (5.9%)	25校 (4.4%)	26校 (11.0%)	3校 (5.3%)	51校 (2.7%)	29校 (2.8%)	13校 (2.3%)	9校 (3.8%)	
6日～	75校 (3.9%)	43校 (4.1%)	25校 (4.4%)	5校 (2.1%)	2校 (3.5%)	46校 (2.4%)	27校 (2.6%)	13校 (2.3%)	5校 (2.1%)	1校 (1.8%)
7日～	41校 (2.1%)	28校 (2.7%)	11校 (2.0%)	2校 (0.8%)		25校 (1.3%)	18校 (1.7%)	7校 (1.2%)		
8日～	29校 (1.5%)	22校 (2.1%)	5校 (0.9%)	2校 (0.8%)		15校 (0.8%)	10校 (1.0%)	4校 (0.7%)	1校 (0.4%)	
9日～	14校 (0.7%)	9校 (0.9%)	4校 (0.7%)	1校 (0.4%)		6校 (0.3%)	4校 (0.4%)	2校 (0.4%)		
10日～	5校 (0.3%)	3校 (0.3%)	2校 (0.4%)			4校 (0.2%)	4校 (0.4%)			
11日～	7校 (0.4%)	6校 (0.6%)	1校 (0.2%)			2校 (0.1%)	2校 (0.2%)			

## オ 自宅での研修の状況等

自宅で研修を行う必要性について、研修内容の詳細が不明なものや、研修内容が保護者や地域住民等の誤解を招きかねないと思われるものが見受けられた。

### (7) 自宅での研修の承認が適切であると考えられる事例

- 自宅にある資料・文献等を活用しなければならないもの
- 自宅にあるパソコンを使用しなければならないもの
  - ・ フィルタリングの影響がない状況でのインターネットの活用（免許更新時講習などの通信講座受講、eラーニング、ネットパトロール、動画・画像の視聴など）
  - ・ 自己所有ソフトの使用（画像・映像処理、ホームページ作成、作曲、製図等）
  - ・ 学校のパソコンでは回線・機器状況で処理速度が遅い、接続台数が制限されている
- 自宅の機器（専門機材）等を使用しなければならないもの
  - ・ 衛星通信・放送機器（放送大学）など
  - ・ DVD、音響機材など
  - ・ 楽器、画材、工作機械、工業用マシンなど

#### (イ) 自宅等での研修の承認が不適切と疑われる事例

- 単に「教材研究」・「資料整理」など、詳細が不明確で、適切か否かの確認が困難なもの
- 単に、食材、書籍、CD等の購入など、内容や対応等が、保護者や地域住民から私的な買物などと誤解を招きかねないもの
- 遠隔地での研修での詳細が不明確で、私的な用務又はそれと兼ねていないかなど、適切か否かの確認が困難なもの
- 帰省先での研修場所の詳細が不明確で、適切か否かの確認が困難なもの
- 研修内容とは別に、遠距離通勤、家庭事情、持病や障がいを持っている者への配慮など、研修にかかわらない事項が記述されているもの
- 同一の研修内容のみで長期間にわたるもの

### 4 学校運営等の実態に関する調査

#### (1) 調査目的

各学校における校務分掌の決定や主任等の命課、主任手当の抛出行為、職員会議の運営について調査することにより、学校運営に係る職員団体の関与等を把握する。

#### (2) 調査対象

小学校1, 052校、中学校564校、高等学校253校、中等教育学校1校、特別支援学校(分校を含む)57校

なお、(3)のエの主任手当の抛出行為の状況については、上記のほか札幌市立の小学校209校、中学校100校及び特別支援学校4校

#### (3) 調査結果

##### ア 小・中学校

#### (7) 校務分掌の決定

小・中学校の校務分掌について、校長が「自らの意思のみで決定している」又は校長が「教頭と相談して決定している」学校が小学校1, 052校中596校(56.6%)、中学校564校中322校(57.1%)あり、校長が「職員の意見等を聞いて決定している」学校が小学校448校(42.6%)、中学校235校(41.7%)、校長が「職員団体の意見等を聞いて決定している」学校はなかった。

また、「その他」として、校長が「職員の意見を聞き、教頭と相談して決定する」、「校内に検討組織を設置する」などの学校が小学校8校(0.8%)、中学校7校(1.2%)となっている。

- ・ 校長が校務分掌をどのように決定しているか。

回 答	小学校	中学校
自らの意思のみで決定している	296校(28.1%)	138校(24.5%)
教頭と相談して決定している	300校(28.5%)	184校(32.6%)
職員の意見等を聞いて決定している ①	448校(42.6%)	235校(41.7%)
職員団体の意見等を聞いて決定している ②	0校( 0%)	0校( 0%)
その他 ③	8校( 0.8%)	7校( 1.2%)

「その他」の内容	小学校	中学校
職員の意見を聞き、教頭と相談する	8校	1校
校内に検討組織を設置する	0校	5校
教頭、職員、職員団体の要望を聞く	0校	1校

(イ) 校務分掌の検討過程

上記の質問で、①～③と回答した小学校456校、中学校242校を対象として調査を行った。

校務分掌を検討する過程で、「職員団体との話し合いに応じたことがある」学校が小学校37校(8.1%)、中学校12校(5.0%)、「職員団体が作成した校務分掌の案を受け取った(聞いた)ことがある」学校が小学校29校(6.4%)、中学校13校(5.4%)あるが、決定の際に、交渉を受けたり、職員団体の案などを反映させた学校はなかった。

校務分掌について、職員会議の場で議論したことがある  
小学校109校(23.9%)、中学校60校(24.8%)

校務分掌の決定に当たって、職員団体の交渉を受けたことがある  
小学校0校(0%)、中学校0校(0%)

校務分掌の決定に当たって、職員団体との話し合いに応じたことがある  
小学校37校(8.1%)、中学校12校(5.0%)

話し合いに応じた理由	小学校	中学校
広く意見を聞き、参考とするため	13校	3校
円滑な学校運営(職場関係)を図るため	12校	3校
職員の希望を把握できるため	4校	0校
職員団体の考えを把握するため	4校	3校
校長の意向を伝える機会にできると考えたため	2校	3校
勤務条件に関わると考えたため	1校	0校
定数に変更があったため	1校	0校

職員団体が作成した校務分掌の案を受け取った(聞いた)ことがある  
小学校29校(6.4%)、中学校13校(5.4%)

受け取った(聞いた)理由	小学校	中学校
広く意見を聞き、参考とするため	14校	7校
円滑な学校運営(職場関係)を図るため	7校	0校
職員の希望を把握できるため	3校	0校
職員団体の考えを把握するため	4校	5校
校長の意向を伝える機会にできると考えたため	1校	1校

校務分掌の決定に当たって、職員団体の案などを反映させた  
小学校0校(0%)、中学校0校(0%)

(ウ) 主任等の命課

主任等の命課については、主任等を持ち回りしている学校はなかった。

命課に際して、「職員から主任等の命課の返上行為がある」学校が小学校614校(58.4%)、中学校319校(56.6%)あった。

主任等を持ち回りしているものがある  
小学校0校(0%)、中学校0校(0%)

職員から、主任等の命課の返上行為がある

小学校614校(58.4%)、中学校319校(56.6%)

命課返上への対処状況の内訳	小学校	中学校
取り合わない	346校	171校
返上できないことを指導した	220校	129校
繰り返し命じた	48校	19校

主任等の業務内容を職員団体の意見を聞いて決定している

小学校 0校( 0%)、中学校 0校( 0%)

命課した主任等の業務を行わない職員がいる

小学校 0校( 0%)、中学校 0校( 0%)

## (I) 職員会議の運営

職員会議の運営については、すべての学校において法令に基づき校長の補助機関として位置付けられ、校長が主宰している。

会議の司会は、校長が指名、教頭、輪番制を併せると、小学校1,031校(98.0%)、中学校556校98.6%になっており、「その他」として、「議案によって、教頭か教諭等とする」などの学校が小学校21校2.0%、中学校8校1.4%となった。

また、職員会議の記録については、すべての学校で残されている。

職員会議の位置づけは、校長の補助機関である

小学校1,052校(100%)、中学校564校(100%)

主宰者は校長である

小学校1,052校(100%)、中学校564校(100%)

- ・ 司会者をどのように決定しているか。

回 答	小学校	中学校
校長が指名	334校(31.7%)	175校(31.0%)
教頭	50校( 4.8%)	29校( 5.2%)
輪番制	647校(61.5%)	352校(62.4%)
その他	21校( 2.0%)	8校( 1.4%)

職員会議の記録を残している

小学校1,052校(100%)、中学校564校(100%)

## (オ) 学校運営の課題（記述式：複数内容の記述あり）

小学校36校、中学校19校において記述されており、類似項目別に整理したもの（数点抽出）は、次のような内容である。

### a 職員団体の影響に関する記述

#### ① 職員会議の運営に関するもの(小9校、中3校)

- ・ 職員会議の中で、職員会議を校長が主宰するという意味を繰り返し説明して

きているが、職員は意見が対立した場合、校長が最終的に判断することに対し、かたくなに異を唱える。

- ・ 職員会議の目的を理解せず、いまだに最高決議機関と考えている職員が多い。
- ・ 職員会議において、現在の課題となっている事に関わる提案（国歌斉唱時の起立・斉唱、学校教育指導訪問、主任命課等々）を校長がすると、職員団体の中に必ず反対の意見を述べる者がいる。

実際に授業等を含め、学校運営に支障をきたしているものではないが、無駄な時間を過ごしている。

- ・ 教職員の意識の中に、職員会議は意思決定機関という意識がまだ残っており、校長の考えに対して多数で反対してくる場面が見られる。また、決定に対しても意見を主張し、校長の考えを変えようとする場面が見られる。

② 主任制等の校務分掌に関するもの(小1校、中4校)

- ・ 主任として、学校管理規則で定める事項について連絡調整や指導、助言を行っているものの、教員の中には、「一人一係」という意識を持っている者もあり、学校運営上において、効果的、有機的に機能しているとは言い難い部分もある。
- ・ 主任業務について、業務は遂行されているが、その職務に関する意識は十分ではない。

③ 卒業式・入学式の国旗・国歌の実施に関するもの(小6校、中3校)

- ・ 国旗・国歌の取扱い等については、現時点では校長の権限ですべて進めることができるという段階には至っていない。
- ・ 卒業式については、国旗・国歌の取扱い、ステージを使わず対面式など、なかなか変更することが難しい。
- ・ 国旗・国歌の取扱いについて、今回の卒業式で職務命令をかけ、国歌斉唱時に起立するようになったが、国歌のピアノ演奏や全員の国歌斉唱について課題がある。

④ 協力体制や職員間の意思疎通に関するもの(小18校、中11校)

- ・ 職員と人間関係を構築し、日常的な働きかけで校長が考えている好ましい方向に話が進んでいても、分会会議が開催されると『意思統一』と称して分会内の有力者の考えが組合員に押しつけられている。
- ・ 職員の意見や要望に配慮しなければ、学校運営に対する協力体制ができない状況にある。個人的な人間関係というよりは、分会としてということであるが、決して分会の言いなりになっているのではなく、その意見等を斟酌することによって学校運営がスムーズに行える場合がある。
- ・ 本校に限らず、校長は数年で異動になるものであるから、誰がその学校の校長になっても、校長としてのリーダーシップを一定の水準で保つよう心掛けることが必要である。校長が決定すべきことを職員の判断に委ねたりすると、職員が学校の課題は職員全員で決定するものだと勘違いをする。過程の中で職員の声の聞いても、最終決定は校長が行うものだというを常に職員に意識させなければならない。
- ・ 過去の協定書の名残による前例の意識を持つ経験者の発言が時として課題となる。
- ・ 教職員団体の運動方針そのものの多くが学校運営に支障をきたす内容になっている。また、運動方針に盲目的に従おうとする教職員がいる。
- ・ 一部の過激な思想信条に凝り固まった組合員によって、穏健な組合員の言論

が封殺され、対管理職という構図が出来上がっている。

- ・ 授業時数の確保や国歌斉唱時の教職員の全員起立など、改善された点も認められるが、学校教育指導や長期休業中の自宅研修、道徳の「心のノート」使用など課題が多い。

**b その他の意見(小5校、中2校)**

- ・ 職員の発想を取り入れることで、参画意識と意欲を引き出そうと心がけているが、あくまでも校長の経営方針に基づいて、校長の判断と責任において学校運営を推進している。
- ・ 長期休業中は、あくまでも勤務日であるが、年休や研修をとって勤務する日が少ない職員がいる。そのため、全員そろって会議や校内研修等を実施することが難しい。

**イ 高等学校及び中等教育学校**

**(7) 校務分掌の決定**

高等学校及び中等教育学校における校務分掌の決定等については、「校長が自らの意見のみで決定している」が12.6%、「校長が教頭と相談して決定している」が72.8%、「校長が職員の意見等を聞いて決定している」が14.2%、「その他(校長が職員から希望をとり、教頭と相談をして決定している)」が0.4%であった。校務分掌について職員会議の場で議論した学校が3校あるが、その内容は校務分掌の再編や人数配分についてであった。

- ・ 校長が校務分掌をどのように決定しているか。

回 答	学校数
自らの意思のみで決定している	32校(12.6%)
教頭と相談して決定している	185校(72.8%)
職員の意見等を聞いて決定している ①	36校(14.2%)
職員団体の意見等を聞いて決定している ②	0校(0.0%)
その他 ③ (内容)校長が職員から希望をとり、教頭と相談をして決定している。	1校(0.4%)

**※ 以下の質問は、上記の①～③と回答した37校のみ対象**

校務分掌について、職員会議の場で議論したことがある (内容)・学級減に伴う分掌の統廃合について ・分掌の再編及び人数配分について	3校 1校 2校
校務分掌の決定に当たって、交渉を受けたことがある	0校
校務分掌の決定に当たって、職員団体との話し合いに応じたことがある	0校
職員団体が作成した校務分掌の案を受け取った(聞いた)ことがある	0校
校務分掌の決定に当たって、職員団体の案などを反映させた	0校

**(4) 主任等の命課**

高等学校及び中等教育学校における主任等の命課の状況は、「主任等を持ち回りしている」、「職員から、主任等の命課の返上行為がある」、「主任等の業務内容を職員

団体の意見を聞いて決定している」、「命課した主任等の業務を行わない職員がいる」のすべての項目について該当校はなかった。

主任等を持ち回りしているものがある	0校( 0.0%)
職員から、主任等の命課の返上行為がある	0校( 0.0%)
主任等の業務内容を職員団体の意見を聞いて決定している	0校( 0.0%)
命課した主任等の業務を行わない職員がいる	0校( 0.0%)

#### (ウ) 職員会議の運営

高等学校及び中等教育学校における職員会議の運営については、すべての学校において法令に基づき校長の補助機関と位置付け、校長の主宰により実施されている。会議の司会は「校長が指名」が9.4%、「教頭」が72.0%、「輪番制」が15.0%、「会議の内容によって教頭か教員の輪番制」などの「その他」が3.6%であった。また、すべての学校で職員会議の記録を残している。

職員会議の位置付けは、校長の補助機関である	254校( 100%)
主宰者は校長である	254校( 100%)

- ・ 司会者をどのように決定しているか。

回 答	学校数
校長が指名	24校( 9.4%)
教頭	183校(72.0%)
輪番制	38校(15.0%)
その他	9校( 3.6%)
(その他の内容)・副校長	(1校)
・全日制は教頭、定時制は輪番制	(1校)
・会議の内容によって教頭か教員の輪番制	(7校)

職員会議の記録を残している	254校( 100%)
---------------	-------------

#### ウ 特別支援学校

##### (7) 校務分掌の決定

特別支援学校における校務分掌の決定等については、「校長が自らの意思のみで決定している」が6校(10.5%)、「校長が教頭と相談して決定している」が42校(73.7%)、「校長が職員の意見等を聞いて決定している」が9校(15.8%)であった。

職員の意見等を聞いて決定している9校の中で、「校務分掌について職員会議の場で議論した」などの該当校はなかった。

- ・ 校長が校務分掌をどのように決定しているか。

回 答	学校数
自らの意思のみで決定している	6校(10.5%)
教頭と相談して決定している	42校(73.7%)
職員の意見等を聞いて決定している ①	9校(15.8%)
職員団体の意見等を聞いて決定している	0校( 0.0%)
その他	0校( 0.0%)



※ 以下の質問は、上記の①と回答した9校のみ対象

校務分掌について、職員会議の場で議論したことがある	0校
校務分掌の決定に当たって、交渉を受けたことがある	0校
校務分掌の決定に当たって、職員団体との話し合いに応じたことがある	0校
職員団体が作成した校務分掌の案を受け取った(聞いた)ことがある	0校
校務分掌の決定に当たって、職員団体の案などを反映させた	0校

(イ) 主任等の命課

特別支援学校における主任等の命課の状況は、「主任等を持ち回りしている」、「主任等の業務内容を職員団体の意見を聞いて決定している」の項目について該当校はなかった。

「命課した主任等の業務を行わない職員がいる」の項目について、該当校はなかったが、命課に際して、「職員から主任等の命課の返上行為がある」が10校(17.5%)あった。

主任等を持ち回りしているものがある	0校(0.0%)
職員から、主任等の命課の返上行為がある	10校(17.5%)
主任等の業務内容を職員団体の意見を聞いて決定している	0校(0.0%)
命課した主任等の業務を行わない職員がいる	0校(0.0%)

(ウ) 職員会議の運営

特別支援学校における職員会議の運営については、すべての学校において「職員会議の位置付けは、校長の補助機関である」、「主宰者は校長である」との回答であった。会議の司会は、「校長が指名」が7校(12.3%)、「教頭」が10校(17.5%)、「輪番制」が39校(68.4%)、「会議の内容によって教頭か教員の輪番制」などの「その他」が1校(1.8%)であった。また、すべての学校で「職員会議の記録を残している」との回答であった。

職員会議の位置付けは、校長の補助機関である	57校(100%)
主宰者は校長である	57校(100%)
司会者をどのように決定しているか。	
回 答	学校数
校長が指名	7校(12.3%)
教頭	10校(17.5%)
輪番制	39校(68.4%)
その他	1校(1.8%)
(その他の内容)・会議の内容によって教頭か教員の輪番制	

職員会議の記録を残している	57校(100%)
---------------	-----------

(I) 学校運営の課題

特別支援学校1校において、「国旗・国歌の問題など、校長の考えが職員に浸透せず、理解を得られにくい」と記述されていた。

エ 主任手当の拠出行為の状況

(7) 札幌市立学校を除く全道分

a 主任手当の拠出行為の把握状況

- ・ 手当支給校1,826校のうち、198校(10.8%)において、主任手当の拠出行為が行われているとの回答であったが、1,171校(64.1%)においては、不明という回答であった。

	学校数	うち手当支給校(A)	行われている(B)	行われていない	不明	拠出割合(B/A)
小学校	1,052校	1,002校	107校	180校	715校	10.7%
中学校	564校	530校	83校	64校	383校	15.7%
高等学校	237校	237校	6校	198校	33校	2.5%
特別支援学校	57校	57校	2校	15校	40校	3.5%
計	1,910校	1,826校	198校	457校	1,171校	10.8%

※ 高等学校には、中等教育学校を含み、全日制の市町村立高等学校を除く。  
(b及びcにおいて同じ)

b 主任手当の拠出行為を行っている者の把握状況

- ・ 手当支給対象者5,414人のうち、313人(5.8%)について、主任手当の拠出行為を行っているとの回答であったが、3,355人(62.0%)については、不明という回答であった。

	支給対象者数(C)	拠出者数(D)	非拠出者数	不明	拠出割合(D/C)
小学校	1,812人	143人	245人	1,424人	7.9%
中学校	1,676人	153人	233人	1,290人	9.1%
高等学校	1,433人	17人	1,180人	236人	1.2%
特別支援学校	493人	0人	88人	405人	0.0%
計	5,414人	313人	1,746人	3,355人	5.8%

c 主任手当の拠出方法の把握状況

- ・ aの拠出行為の行われている198校のうち、59校が現金渡し及び振り込みによるとの回答であったが、139校については、不明という回答であった。

	拠出行為が行われている学校数	現金渡し	振り込み	その他	不明
小学校	107校	20校	4校	0校	83校
中学校	83校	29校	3校	0校	51校
高等学校	6校	2校	1校	0校	3校
特別支援学校	2校	0校	0校	0校	2校
計	198校	51校	8校	0校	139校

(イ) 札幌市立学校

a 主任手当の拠出行為の把握状況

- ・ 手当支給校308校のうち、45校（14.6%）において、主任手当の拠出行為が行われているとの回答であったが、119校（38.6%）においては、不明という回答であった。

	学校数	うち手当支給校 (A)	行われている (B)	行われていない	不明	拠出割合 (B/A)
小学校	209校	206校	11校	122校	73校	5.3%
中学校	100校	98校	34校	22校	42校	34.7%
特別支援学校	4校	4校	0校	0校	4校	0.0%
計	313校	308校	45校	144校	119校	14.6%

b 主任手当の拠出行為を行っている者の把握状況

- ・ 手当支給対象者1,251人のうち、231人（18.5%）について、主任手当の拠出行為を行っているとの回答であったが、588人（47.0%）については、不明という回答であった。

	支給対象者数 (C)	拠出者数 (D)	非拠出者数	不明	拠出割合 (D/C)
小学校	760人	66人	328人	366人	8.7%
中学校	465人	165人	104人	196人	35.5%
特別支援学校	26人	0人	0人	26人	0.0%
計	1,251人	231人	432人	588人	18.5%

c 主任手当の拠出方法の把握状況

- ・ aの拠出行為の行われている45校のうち、18校が現金渡し及び振り込みによるとの回答であったが、27校については、不明という回答であった。

	拠出行為が行われている学校数	現金渡し	振り込み	その他	不明
小学校	11校	2校	3校	0校	6校
中学校	34校	10校	3校	0校	21校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校	0校
計	45校	12校	6校	0校	27校

5 教育課程の実施状況等に関する調査(小・中学校・中等教育学校(前期課程))

(1) 調査目的

各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領に基づき、校長が責任者となって、教育課程を編成、実施する必要がある。学習指導要領には、各教科等の目標及び内容等が示されており、各学校はこうした各教科等の内容等について、特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならないことから、教育課程の実施状況等について調査を行った。

(2) 調査対象

市町村立小学校1,052校、中学校565校(含道立中等教育学校(前期課程)1校)

(3) 調査結果

ア 授業実施時数の状況

平成21年度において、授業時数が標準授業時数に満たない学年・学級がある学校は、小学校で1校、中学校で7校あった。このうち、小学校1校、中学校6校は、新型イン

フルエンザにより授業時数が不足する事態が生じ、そのための回復措置を行ったものの最終的には授業時数が不足した学校であった。

一方、中学校1校で、1単位時間を5分短縮し45分としたり、45分と50分を併用して短縮授業を行ったりしたことなどにより授業時数が不足した不適切な事例があった。

標準授業時数を確保できなかった学級がある学校	小学校 1校 (0.1%)	中学校 7校 (1.2%)
標準授業時数を確保できなかった学級のうち、新型インフルエンザが原因で確保できなかった学級がある学校	小学校 1校 (0.1%)	中学校 6校 (1.1%)

## イ 学習指導要領に基づかない指導の状況

平成21年度において、学習指導要領に基づかない指導の事例はなかったが、心のノートを活用していない学校が小学校1校、中学校で1校あった。

心のノートは、学習指導要領解説・道徳編において、「児童生徒が身に付ける道徳の内容をわかりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成された『心のノート』の適切な活用が望まれる」と記述されており、すべての学校のすべての児童生徒に配布されていることから、適切に活用される必要がある。

学習指導要領に基づかない指導	小学校 0校 (0.0%)	中学校 0校 (0.0%)
「心のノート」を活用していない	小学校 1校 (0.1%)	中学校 1校 (0.2%)

## ウ 道徳教育推進教師の位置付け

新しい学習指導要領で初めて示された道徳教育推進教師について、移行期間である平成21年度に校務分掌に位置付けていない学校は、小学校で9校、中学校で2校であった。

また、道徳教育推進教師を教頭が担当している学校は、小学校66校、中学校18校であった。教頭が担当している理由として、「管理職が担当することですべての教員に指導できるという効果を考慮したため」など教頭が担当する理由として必ずしも十分でないものや「職員団体が反対しているため」など不適切なものもあった。

道徳教育推進教師を校務分掌に位置付けていない学校	小学校 9校 (0.9%)	中学校 2校 (0.4%)
--------------------------	---------------	---------------

道徳教育推進教師を校務分掌に位置付けている場合の担当教師 (小学校1,043校中、中学校563校中)		
教諭	小学校 977校 (93.7%)	中学校 545校 (96.8%)
教頭	小学校 66校 (6.3%)	中学校 18校 (3.2%)
<p>【教頭が道徳教育推進教師となっている場合の主な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員数の少ない小規模校であり、経験の少ない教員で構成され、道徳教育に関する高い専門性を有する教頭が適任であると判断したため</li> <li>・管理職が担当することですべての教員に指導できるという効果を考慮したため</li> <li>・校務分掌の平準化を図るため</li> <li>・職員団体が反対しているため</li> </ul>		

## 6 教育課程の実施状況等に関する調査(高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校)

### (1) 調査目的

各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領に基づき、校長が責任者となって、教育課程を編成、実施する必要がある。学習指導要領には、各教科等の目標及び内容等が示されており、各学校はこうした各教科等の内容等について、特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならないことから、教育課程の実施状況等について調査を行った。

### (2) 調査対象

高等学校(中等教育学校を含む。全日制の市町村立高等学校を除く。) 237校、特別支援学校57校 合計294校

### (3) 調査結果

#### ア 学習指導要領に基づかない指導の状況

高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育課程の実施状況については、学習指導要領に基づかない指導が行われた学校はなかった。

学習指導要領に基づかない指導	0校(0.0%)
----------------	----------

## 7 勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関する調査

### (1) 調査目的

平成21年6月期及び12月期の勤勉手当の給与決定手続に関し、判定・評定者である市町村教育委員会や校長に対する職員団体からの申し入れや、その対応状況等について調査し、実態について把握する。

### (2) 調査対象

ア 札幌市立学校を除く小学校1,052校、中学校564校、高等学校237校(中等教育学校1校含む。全日制の市町村立学校を除く。)、特別支援学校57校、市町村教育委員会178委員会

イ 札幌市立学校の小学校209校、中学校100校、特別支援学校4校及び教育委員会

### (3) 調査結果

#### ア 札幌市立学校を除く全道分

##### (7) 職員団体からの申し入れの状況

職員団体から実施通知時、評定・判定時又は成績区分決定後のいずれかの時期に、「上位区分者を固定化しないこと」、「上位区分については全てBとすること」等の申し入れがあった学校等の実数は、小学校で490校(46.6%)、中学校で235校(41.7%)、高等学校で10校(4.2%)、特別支援学校で11校(19.3%)、市町村教育委員会で130委員会(73.0%)あった。

(単位：校数・委員会数)

	対象数	申し入れがあった学校等(実数) (a+b+c)-d	【申し入れ時期(重複回答)】			左記内訳のうち、重複している学校等 (d)
			実施通知時 (a)	判定・評定時 (b)	成績区分決定後 (c)	
小学校	1,052	490 (46.6%)	455	232		197
中学校	564	235 (41.7%)	217	115		97
高等学校	237	10 (4.2%)	9	5		4
特別支援学校	57	11 (19.3%)	9	3		1
市町村教委	178	130 (73.0%)	121	31	24	46
計	2,088	876 (42.0%)	811	386	24	345

※ (c)については、市町村教育委員会のみ調査。

(イ) 職員団体からの申し入れに対する対応

職員団体から申し入れがあった学校等のうち、「上位区分又はC評価者は固定化しない」、「Cは連続しない」等と回答した、明らかに適切さを欠いていたものや誤解を招いた恐れのある対応を行った学校等の実数は、小学校で39校（8.0%）、中学校で19校（8.1%）、高等学校で1校（10.0%）、市町村教育委員会で9委員会（6.9%）あった。

（単位：校数・委員会数）

	申し入れがあった学校等 (実数)	申し入れ内容には応えられなかったと回答した学校等(実数)	制度の趣旨に沿った取扱いを行う旨回答するなどの対応をした学校等(実数)	適切さを欠く、又は誤解を招いた恐れのある対応をした学校等(実数) (f-g)	【回答内容(重複回答)】 (f=a+b+c+d+e)				左記内訳のうち重複している学校等 (g)	
					実施通知時、判定・評定時					成績区分決定後 今回Cは次回に配慮する旨回答(e)
					上位区分又はC評価者は固定化しないと回答(a)	Cは連続しないと回答(b)	上位区分は全てBとする旨回答(c)	A評定の理由を明らかにした回答(d)		
小学校	490	311 (63.5%)	140 (28.6%)	39 (8.0%)	42	3	3	1	10	
中学校	235	142 (60.4%)	74 (31.5%)	19 (8.1%)	16	2	6	2	7	
高等学校	10	5 (50.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	1	1	0	0	1	
特別支援学校	11	8 (72.7%)	3 (27.3%)	0	0	0	0	0	0	
市町村教委	130	69 (53.1%)	52 (40.0%)	9 (6.9%)	7	0	0	1	1	
計	876	535 (61.1%)	273 (31.2%)	68 (7.8%)	66	6	9	4	18	

※ (e)については、市町村教育委員会のみ調査。

イ 札幌市立学校

(ア) 職員団体からの申し入れの状況

職員団体から実施通知時、評定・判定時又は成績区分決定後のいずれかの時期に、「上位区分者を固定化しないこと」、「上位区分については全てBとすること」、等の申し入れがあった学校等の実数は、札幌市教育委員会の他、小学校で72校（34.4%）、中学校で54校（54.0%）、特別支援学校で4校（100%）あった。

（単位：校数・委員会数）

	対象数	申し入れがあった学校等(実数) (a+b+c)-d	【申し入れ時期(重複回答)】			左記内訳のうち、重複している学校等 (d)
			実施通知時 (a)	判定・評定時 (b)	成績区分決定後 (c)	
小学校	209	72 (34.4%)	55	42		25
中学校	100	54 (54.0%)	42	29		17
特別支援学校	4	4 (100%)	1	3		0
教育委員会	1	1 (100%)	1	0	1	1
計	314	131 (41.7%)	99	74	1	43

※ (c)については、教育委員会のみ調査。

(イ) 職員団体からの申し入れに対する対応

職員団体から申し入れがあった学校等のうち、「上位区分又はC評価者は固定化しない」と回答した、誤解を招いた恐れのある対応を行った学校等の実数は、小学校で8校（11.1%）、中学校で14校（25.9%）、特別支援学校で2校（50.0%）あった。

(単位：校数・委員会数)

	申し入れがあった学校等 (実数)	申し入れ内容に応えられないと回答した学校等(実数)	制度の趣旨に沿った取扱いを行う旨回答するなどの対応をした学校等(実数)	適切さを欠く、又は誤解を招いた恐れのある対応をした学校等(実数) (f-g)	【回答内容(重複回答)】 (f=a+b+c+d+e)					左記のうち重複している学校等 (g)
					実施通知時、判定・評定時				成績区分後 今回Cの者は次回配する旨回答(e)	
					上位区分又はC評価者は固定化しないと回答(a)	Cは連続しなると回答(b)	上位区分は全てBとする旨回答(c)	A評定の理由を明らかにした回答(d)		
小学校	72	39 (54.2%)	25 (34.7%)	8 (11.1%)	11	0	0	0		3
中学校	54	29 (53.7%)	11 (20.4%)	14 (25.9%)	19	0	0	0		5
特別支援学校	4	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	2	0	0	0		0
教育委員会	1	1 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0
計	131	69 (52.7%)	38 (29.0%)	24 (18.3%)	32	0	0	0	0	8

※ (e)については、教育委員会のみ調査。

## 8 職員団体との関係に関する調査

### (1) 調査の目的

公立学校、市町村教育委員会及び教育局における、職員団体の活動による学校運営への影響について状況を把握する。

### (2) 調査対象

道内の公立学校 (札幌市立学校を除く。 市町村立高等学校全日制を含む。)	1, 927校 (内訳) 小学校 1,052校 中学校 564校 中等教育学校 1校 高等学校 253校 特別支援学校 57校
道内の市町村教育委員会(札幌市教育委員会を除く。)	178委員会
北海道教育委員会の出先機関(実習船管理局を除く。)	14教育局

### (3) 調査結果

#### ア 交渉等の実施状況

##### (7) 交渉等の実施状況

- 全体としては、職員団体から交渉(地公法第55条に定める交渉をいう。以下同じ。)や話し合いの申し入れがあった4,624件に対し、交渉として対応したものは、349件(7.5%)、話し合いとして対応したものは、4,221件(91.3%)であった。その話し合い4,221件のうち勤務時間中に行われていたのは144件(3.3%)であった。
- 教育局においては、職員団体から申し入れのあった178件のうち、交渉として応じたのは、1教育局が人事異動要項の改正に伴い行った交渉の1件のみである。話し合いの174件のうち、勤務時間中に行われたものが25件あったが、話し合いに参加した教職員が年休を取得していたのは8件であった。
- 市町村教委においては、1,094件の申し入れがあったが、交渉等として応じなかった27件を除く1,067件のうち、交渉として128件、話し合いとして939件行っている。話し合いのうち、96件は勤務時間中に行われており、その際、話し合いに参加した教職員が年休を取得していたのは82件となっている。
- 小学校においては、2,112件の申し入れがあったが、交渉等として応じなかつた

った24件を除く2,088件のうち、交渉として133件、話し合いとして1,955件行っている。話し合いのうち、16件は勤務時間中に行われており、その際、話し合いに参加した教職員が年休を取得していたのは5件となっている。

- ・ 中学校においては、1,113件の申し入れがあったが、交渉として70件、話し合いとして1,043件行っている。話し合いのうち、5件は勤務時間中に行われており、その際、話し合いに参加した教職員が年休を取得していたものはなかった。
- ・ 高等学校においては、47件の申し入れがあったが、交渉として7件、話し合いとして40件行っている。話し合いのうち、2件は勤務時間中に行われており、その際、話し合いに参加した教職員が年休を取得していたものはなかった。
- ・ 特別支援学校においては、80件の申し入れがあったが、交渉として10件、話し合いとして70件行っている。話し合いのうち、勤務時間中に行われていたものはなかった。

	申し入れ 件数	交渉件数		話し合い件数			応じなかつ た件数
		勤務時間 中の実施	勤務時間 中の実施	勤務時間 中の実施	勤務時間 中の実施		
						年休の取得	
教育局	178	1	0	174	25	8	3
市町村教委	1,094	128	17	939	96	82	27
小学校	2,112	133	1	1,955	16	5	24
中学校	1,113	70	1	1,043	5	0	0
高等学校	47	7	1	40	2	0	0
特別支援学校	80	10	0	70	0	0	0
計	A 4,624	B/A (7.5%) B 349	C/B (5.7%) C 20	D/A (91.3%) D 4,221	E/D (3.4%) E 144	F/E (66.0%) F 95	G/A (1.2%) G 54

#### (イ) 交渉等の内容

- ・ 交渉の内容について、多くは勤務時間などの勤務条件に関わる事項との回答であったが、職員団体からの申し入れ事項を、勤務条件に関わる事項ではないと認識していながら交渉として応じているものも見受けられた。また、校長が勤務条件に関わる事項と判断し、交渉として応じてはいるが、勤勉手当や国旗・国歌など調査票に記載された交渉内容からは必ずしも勤務条件とは言い難いものが見られた。
- ・ また、話し合いの内容について、学校においては、主任命課など校長権限に及ぶものや国旗・国歌など学校運営に影響があると校長が認識しているものが見られた。

#### [教育局・市町村教育委分]

	交渉件数	交渉件数			話し合い件数		
		内容が交渉事項として 適当ではないもの			内容が話し合いとして 適当でないもの		
		勤務条件に 関わらない 事項	所属長権 限に及ぶ 事項	事業等に影 響のある事 項	所属長権 限に及ぶ 事項	事業等に影 響のある事 項	
教育局	1	0	0	0	174	9	3
市町村教委	128	15	9	4	939	107	5
計	129	15	9	4	1,113	116	8

#### [学校分]

	交渉件数	交渉件数			話し合い件数		
		内容が交渉事項として 適当ではないもの			内容が話し合いとして 適当でないもの		
		勤務条件に 関わらない 事項	校長権 限に 及ぶ事項	学校運営に影 響のある事 項	校長権 限に 及ぶ事項	学校運営に影 響のある事 項	
小学校	133	11	8	2	1,955	84	48
中学校	70	2	1	2	1,043	43	17
高等学校	7	0	1	0	40	1	0
特別支援学校	10	0	0	0	70	5	0
計	A 220	B/A(5.9%) B 13	C/A(4.5%) C 10	D/A(1.8%) D 4	E 3,108	F/E(4.3%) F 133	G/E(2.1%) G 65



(ウ) 校長着任交渉等の状況

- ・ 校長の着任交渉等については、平成21年4月に異動した校長716人のうち、交渉として対応したのが6人(0.8%)、話し合いとして対応したのが108人(15.1%)であった。話し合いとして対応した理由としては、内容が管理運営事項であったこと、役員とのあいさつ程度のものであったこと、職員団体の意見を聞くために行ったことなどであった。

しかし、本来、話し合いとして行われるべき内容を、交渉として行われていたものも見られた。

	異動者数	交渉	話し合い	新規校長採用者(左記の内訳)		
				採用者数	交渉	話し合い
小学校	387	4	57	149	1	12
中学校	192	1	30	69	1	7
高等学校	112	0	12	44	0	1
特別支援学校	25	1	9	13	1	3
計	A 716	B/A (0.8%) B 6	C/A (15.1%) C 108	D 275	E/D (1.1%) E 3	F/D (8.4%) F 23

イ 本庁本部間確認の追認

(7) 本庁本部間確認の追認の状況

- ・ 校長や市町村教委等に対し、本庁本部間確認を追認するよう申し入れた1,058件に対し、応じた件数は852件(80.5%)である。追認を行ったもののうち、699件(82.0%)は、職員団体が一方的に『本庁本部間において確認をしている』、または、『道教委が示した見解である』と主張しているものであり、いずれもそのような本庁本部間確認等の事実のないものである。その中には、平成20年に廃止した協定書に関わる追認も見られた。
- ・ 追認後、その結果を分会から支会へ報告されていると校長が認識しているのが、452件(78.1%)、支会から支部へと報告されていると市町村教委が認識しているのが120件(50.2%)あった。

	申し入れ 件数 (A)	応じた件数 (B)	Bのうち、確認等の事 実のない本庁本部間 確認を追認した件数	Bのうち、分会から支会、 支会から支部へ結果が報 告されたもの
小学校	431	337	284	280
中学校	305	237	185	169
高等学校	0	0	0	0
特別支援学校	7	5	3	3
小計	743	579	(81.5%) 472	(78.1%) 452
市町村教委	281	239	(85.8%) 205	D/B D 120 (50.2%)
教育局	34	34	(64.7%) 22	—
計	A 1,058	B/A (80.5%) B 852	C/B (82.0%) C 699	—

ウ 職員団体による対抗戦術

(7) 対抗戦術の取組状況

- ・ 対抗戦術の取組として、各種調査への非協力があつたのは小学校で29校(2.8%)、中学校で20校(3.5%)、各種会議や研修会への参加拒否については、小学校で23校(2.2%)、中学校で5校(0.9%)見られたが、一部の学校で、全国学力・学習調査や全国体力・運動能力調査において、組合員の協力が得ら

れず、管理職と非組合員により対応した実態が報告された。

なお、調査に非協力であった者や研修会等への参加を拒否した者から、事前に申し入れがあったことから、校長は事業の実施等について管理職対応などの措置を講じており、当該職員に対する職務命令を発するまでにはいたっていない。

- ・ 国旗・国歌に関わる反対運動については、小学校378校（35.9%）、中学校186校（33.0%）、特別支援学校13校（22.8%）において何らかの取組が行われていた。主な取組としては、「日の丸・君が代強制」に反対する要請書の提出があったのは、小学校291校（27.7%）、中学校139校（24.6%）、特別支援学校4校（7.0%）、国旗掲揚・国歌斉唱・国歌伴奏・歌唱指導・テープ操作の拒否の申し入れがあったのは、小学校74校（7.0%）、中学校55校（9.8%）、特別支援学校3校（5.3%）、校務分掌（行事の担当を含む）返上の申し入れがあったのは、小学校42校（4.0%）、中学校19校（3.4%）、特別支援学校5校（8.6%）であった。ただし、校務分掌（行事の担当を含む）返上の申し入れを行っているが、業務は行っている。

	調査への非協力				研修会等への参加拒否				国旗・国歌への反対運動
	学力・学習調査	体力・運動能力調査	その他	計	道教育大学院研修	筑波中央研修・社会体験研修等	その他	計	
小学校	14	14	1	(2.8%) 29	4	11	8	(2.2%) 23	(35.9%) 378
中学校	10	7	3	(3.5%) 20	0	0	5	(0.9%) 5	(33.0%) 186
高等学校	0	0	0	(0.0%) 0	0	0	0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
特別支援学校	0	0	0	(0.0%) 0	0	0	0	(0.0%) 0	(22.8%) 13
計	24	21	4	(2.5%) 49	4	11	13	(1.5%) 28	(29.9%) 577

【調査への非協力や研修会等への参加拒否への対応】

- ・ 事前に管理職や非組合員による対応などの措置を講じた

【国旗・国歌にかかる反対運動のうち、主な取組】

- ・ 「日の丸・君が代強制」に反対する要請書の提出  
小 291校(27.7%)、中 139校(24.6%)、特 4校(7.0%)
- ・ 国旗掲揚・国歌斉唱・国歌伴奏・歌唱指導・テープ操作の拒否の申し入れ  
小 74校(7.0%)、中 55校(9.8%)、特 3校(5.3%)
- ・ 校務分掌（行事の担当を含む）返上の申し入れ  
小 42校(4.0%)、中 19校(3.4%)、特 5校(8.8%)

注) 表中の%は、学校種別ごとの調査対象校数に対する割合

#### (イ) ワッペン・リボンの着用

- ・ ワッペン・リボンの着用については、交渉や話し合い時などにおける着用が報告されているが、その中には職務専念義務に反するおそれのある勤務時間中での着用が、中学校で1校、卒・入学式での着用が小学校で2校あった。

	交渉時	話し合い時	勤務時間中	卒・入学式時
小学校	2	22	0	2
中学校	0	0	1	0
高等学校	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	0
計	2	22	1	2

エ 管理職選考への関与

(7) 校長採用選考

市町村教育委員会、市町村立学校長、道立学校長からの聞き取りの結果、関与を受けたという回答はなかった。

(1) 教頭昇任選考

a 市町村教育委員会

2教育委員会において、関与があったが影響はなかったと回答があった。

- ・ 「過去の本庁本部間の確認を尊重すること。」との申し入れを受けたが、意見として聞いたのみ。
- ・ 「昇任に当たっては、人望のある者のみを推薦されたい。」との申し入れを受けたが、「校長が候補者を推薦し、教育長が意見を付すことになっている。」と回答したのみ。

b 市町村立学校長

1校において、関与があったが影響はなかったと回答があった。

- ・ 「応募者がいるかどうか。」との照会を受けたが、「人事に関することであり、返答することを控えたい。」と回答したのみ。

c 道立学校長

関与を受けたという回答はなかった。

区 分	校長採用選考				教頭昇任選考			
	関与の有無		影響の有無		関与の有無		影響の有無	
	ある	なし	ある	なし	ある	なし	ある	なし
市町村教育委員会	0	178	—	—	2	176	0	2
市町村立学校	0	1,566	—	—	1	1,565	0	1
道立学校	0	279	—	—	0	279	—	—

※ 小中併置校は1校とし、分校は含めない。

### Ⅲ 日高管内における勤務時間中の組合活動等に関する調査

#### 1 調査概要

##### (1) 経過・調査目的

本年2月～3月に、日高管内A町における勤務時間中の職員団体活動等の状況について、文部科学省から任命権者として調査するよう要請があったことや、道議会における議論も踏まえ、職員団体用務による学校備品の使用や諸会議への参加の状況等について、日高管内すべての小中学校を対象に調査を行ったものである。

##### (2) 調査対象

日高管内の公立小中学校 全55校

対象教職員：教職員634人のうち産休・育休等を除く585人

##### (3) 調査項目

- ア 職員団体用務による学校備品の使用状況
- イ 職員団体の諸会議への参加状況
- ウ その他勤務時間中の職員団体に係る事務
- エ 政治的行為等の状況

##### (4) 調査対象期間

平成21年4月～平成22年3月

##### (5) 調査方法

- ア 校長による所属職員（教頭を除く）からの聴き取り調査
- イ 町教委による校長、教頭、職員団体の支会役員・分会長、必要に応じて他の職員からの聴き取り調査（道教委職員立会い）
- ウ 関係書類の精査（出勤簿、休暇処理簿、ファクシミリ送受信記録等）

#### 2 調査結果

##### (1) 職員団体用務による学校備品の使用状況

###### ア A町

- ・ A町の小中学校15校中14校において、職員団体用務で電話、ファクシミリ、コピー機、印刷機などの学校備品が使用されていたとの回答があった。
- ・ このうち9校からは、勤務時間中に職員団体用務で電話、ファクシミリ、コピー機が使用されていたとの回答があった。
- ・ また、15校中残り1校においても、他校のファクシミリなどの送信記録から、受信には使用していたものと考えられる。
- ・ 学校備品や消耗品の使用分については、職員団体の分会が、年度末などに、5校で用紙類やトナー等を現物で返却し、2校で用紙類等使用分として現金を学校に渡しているとの回答があり、8校が使用分を負担していなかった。

###### ○ 2月9日(火) 第15回分会長会議

- ・ 職員団体役員1人から、勤務時間中に、開催案内を自校ファクシミリを使用して、各学校の分会長あて送信したとの回答があった。

(当該校ファクシミリから各学校へ開催案内を送信したと思われる発信記録 (NTT 確認記録))

2月1日(月) 13:07 13:13 13:19 13:25 13:31 13:37 13:43  
13:49 13:55 14:01 14:07 14:11 14:17 14:29

○ 3月2日(火) 第16回分会長会議

- ・ 開催案内が、当該校ファクシミリを使用して、各学校の分会長あて送信された事実は確認できなかった。

イ A町以外

- ・ A町以外の小中学校40校中37校において、職員団体用務で電話、ファクシミリ、コピー機、印刷機などの学校備品が使用されていたとの回答があった。
- ・ このうち12校から勤務時間中に職員団体用務で電話、ファクシミリ、コピー機、印刷機などが使用されていたとの回答があった。
- ・ また、40校中残り3校においても、ファクシミリなどの受信には使用していたとの回答があった。
- ・ 学校備品や消耗品の使用分については、職員団体の分会が、年度末などに、31校で用紙類やトナー等を現物で返却(うち2校で更に電話使用分として現金を町会計の雑入等に納入)し、また、3校で用紙類等使用分として現金を学校に渡しているとの回答があり、6校が使用分を負担していなかった。

[職員団体用務での学校備品使用規程等の整備状況]

- ・ 日高管内の小中学校55校すべてにおいて、職員団体用務での電話やコピー機など学校備品の使用に関する規程等はなかった。

(2) 職員団体の諸会議への参加状況

ア A町

<分会長会議>

○ 2月9日(火) 第15回分会長会議

- ・ 開催 h小学校 16:30(遅れて開始)
- ・ 出席 全15校の教職員20人 欠勤18人 時間外出席2人  
(欠勤の内訳: 5分4人 10分3人 15分5人 不明6人)

出席者20人中、勤務時間外に退勤し会議に出席したと回答した2人を除く18人は年休等を取得していないと回答した。このうち12人は休憩時間中に退勤したと回答し、休憩時間終了から勤務時間終了までの概ね5分~15分を欠勤していた。また、残りの6人も欠勤時間は特定できないものの、本人の回答内容や会議開催場所までの所要時間等から、休憩時間終了から勤務時間終了までの概ね5分~15分を欠勤していたものと考えられる。

なお、休憩時間は正規の勤務時間には含まれず、給料は支給されない。

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	欠勤時間
a小	第15回分会長会議	1回	無	15:50	16:50	17:00	16:00前	10分
b小	第15回分会長会議	1回	無	15:35	16:35	16:50	16:00頃	15分
b小	第15回分会長会議	1回	無	15:35	16:35	16:50	休憩又は勤務時間中(籍推)	不明
c小	第15回分会長会議	1回	無	15:30	16:30	16:45	16:10	15分
d小	第15回分会長会議	1回	無	15:40	16:40	16:50	16:00~16:10	10分

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	欠勤時間
e 小	第15回分会長会議	1回	無	15:45	16:45	16:50	15:50	5分
e 小	第15回分会長会議	1回	無	15:45	16:45	16:50	16:00	5分
f 小	第15回分会長会議	1回	無	15:35	16:35	16:45	16:00前	10分
g 小	第15回分会長会議	1回	無	15:25	16:25	16:40	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
h 小	第15回分会長会議	1回	無	15:35	16:35	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
h 小	第15回分会長会議	1回	無	15:35	16:35	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
i 小	第15回分会長会議	1回	無	15:30	16:30	16:45	16:15	15分
j 小	第15回分会長会議	1回	無	15:30	16:30	16:45	16:20	15分
k 小	第15回分会長会議	1回	無	15:25	16:25	16:40	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
l 中	第15回分会長会議	1回	無	15:40	16:35	16:40	15:45頃	5分
l 中	第15回分会長会議	1回	無	15:40	16:35	16:40	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
m 中	第15回分会長会議	1回	無	15:40	16:40	16:55	16:15頃	15分
n 中	第15回分会長会議	1回	無	15:40	16:40	16:45	16:00頃	5分
o 中	第15回分会長会議	1回	時間外	15:40	16:40	16:45	16:50頃	—
o 中	第15回分会長会議	1回	時間外	15:40	16:40	16:45	不明	—

○ 第14回以前の分会長会議

- ・ 年休等の取得なく欠勤 14校18人

第14回以前の分会長会議においても、職員ごとの出席回数は不明だが、本人の回答内容や会議開催場所までの所要時間等から、ほとんどの出席者が、休憩時間終了から勤務時間終了までの概ね5分～15分を欠勤していたものと考えられる。

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	1回当欠勤時間
a 小	分会長会議	不明	無	15:50	16:50	17:00	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
b 小	分会長会議	14回	無	15:35	16:35	16:50	30分前に出発(16:00)	15分
b 小	分会長会議	たくさん出席	不明	15:35	16:35	16:50	不明	不明
c 小	分会長会議	不明	無	15:30	16:30	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
d 小	分会長会議	少なくとも7回	無	15:40	16:40	16:50	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
e 小	分会長会議	不明	無	15:45	16:45	16:50	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
e 小	分会長会議	不明	無	15:45	16:45	16:50	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
f 小	分会長会議	不明	無	15:35	16:35	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
g 小	分会長会議	不明	無	15:25	16:25	16:40	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
h 小	分会長会議	不明	無	15:35	16:35	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
h 小	分会長会議	不明	無	15:35	16:35	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
i 小	分会長会議	不明	無	15:30	16:30	16:45	16:15	15分
j 小	分会長会議	不明	無	15:30	16:30	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
k 小	分会長会議	不明	無	15:25	16:25	16:40	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
l 中	分会長会議	14回	無	15:40	16:35	16:40	15:45	5分
l 中	分会長会議	不明	無	15:40	16:35	16:40	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
m 中	分会長会議	不明	不明	15:40	16:40	16:55	不明	不明
n 中	分会長会議	ほとんど出席	無の場合有り	15:40	16:40	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
o 中	分会長会議	不明	無	15:40	16:40	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
o 中	分会長会議	大体は出席	無	15:40	16:40	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	不明

○ 3月2日(火) 第16回分会長会議

- ・ 開催 h 小学校 開始時刻不明
- ・ 出席 全15校の教職員22人 年休22人(欠勤なし)

<その他の会議>

○ 2月16日(火) 第12回地教委交渉

- ・ 開催 A町教育委員会 16:30～17:30
- ・ 出席 3人 年休等の取得なく欠勤1人 時間外出席1人 年休1人

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	欠勤時間
h小	地教委交渉	1回	無	15:35	16:35	16:45	休憩又は勤務時間中(類推)	10分
l中	地教委交渉	1回	時間外	15:40	16:35	16:40	不明	—
o中	地教委交渉	1回	有	15:40	16:40	16:45	不明	—

○ 2月18日(木) 支会学習会

- ・開催 B教育会館 17:30開始
- ・出席 41人 全員時間外出席

○ 2月24日(水) 支会選挙管理委員会

- ・開催 l中学校 17:00開始
- ・出席 4人 年休等の取得なく欠勤1人 時間外出席3人

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	欠勤時間
a小	支部選管委員会	1回	無	15:50	16:50	17:00	16:55	5分
b小	支部選管委員会	1回	時間外	15:35	16:35	16:50	不明	—
l中	支部選管委員会	1回	時間外	15:40	16:35	16:40	不明	—
n中	支部選管委員会	1回	時間外	15:40	16:40	16:45	不明	—

○ 2月23日(火) 女性部会議

- ・開催 a小学校 16:30開始
- ・出席 年休等の取得なく欠勤 2人

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	欠勤時間
a小	女性部会議	1回	無	15:50	16:50	17:00	16:30	10分
a小	女性部会議	1回	無	15:50	16:50	17:00	16:30	10分

[管理職の認識]

各学校は、休憩時間終了から勤務時間終了まで、5～15分の勤務時間を設定しているが、年休等を取得せず欠勤した職員23人のうち、13人は退勤時に校長又は教頭に分会長会議等に出かける旨を口頭で伝え、8人は伝えていたかどうか不明であったが、その14校の校長又は教頭は、児童生徒は下校しており学校運営上支障がない、教職員は多忙で休憩時間中も勤務することが多い等の理由により、これを黙認していた。また、残り1校2人については、分会長会議等に出かけることを伝えてなく、校長及び教頭は実態を把握していなかった。

イ A町以外

- ・ A町以外の40校中21校で、年休等を取得せず退勤し、休憩時間終了から勤務時間終了までの概ね5分～15分を欠勤して、職員団体の会議に出席したことがあると回答した者がいた。

欠勤 21校55人 1回～20回で1回当たり5～15分

[管理職の認識]

各学校は、休憩時間終了から勤務時間終了まで、5～20分の勤務時間を設定しているが、年休等を取得せず欠勤した職員55人のうち、42人は退勤時に校長又は教頭に職員団体の会議に出かける旨を口頭で伝え、12人は伝えていたかどうか不明であり、1人は会議に出ることを伝えていなかった。また、21校のうち、20校の校

長又は教頭は、児童生徒は下校しており学校運営上支障がない、教職員は多忙で休憩時間中も勤務することが多い等の理由により、これを黙認しており、残り1校については、校長及び教頭は実態を把握していなかった。

学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	1回当欠勤時間
ア小	分会長会議	14回程度	無	15:35	16:35	16:50	16:30	15分
ア小	分会長会議	14回程度	無	15:35	16:35	16:50	16:30	15分
ア小	分会長会議	不明	無	15:35	16:35	16:50	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
イ小	分会長会議	10数回程度	無	15:40	16:40	16:55	16:40	15分
イ小	分会長会議	10数回程度	無	15:40	16:40	16:55	16:00前後	15分
ウ小	分会長会議	10数回	無	15:30	16:30	16:45	16:15	15分
ウ小	分会長会議	2回程度	無	15:30	16:30	16:45	16:15	15分
エ小	分会長会議	10数回	無	15:30	16:30	16:45	16:00以降	不明
オ小	分会長会議	10数回程度	無	15:30	16:30	16:45	16:15	15分
カ小	分会長会議	14回	無	15:30	16:30	16:45	16:00	15分
キ中	分会長会議	不明	無	15:45	16:45	17:00	16:20	15分
キ中	分会長会議	18回程度	無	15:45	16:45	17:00	16:30	15分
キ中	分会長会議	2回	無	15:45	16:45	17:00	16:30	15分
ク中	分会長会議	13回程度	無	15:45	16:45	17:00	16:00	15分
ク中	分会長会議	不明	無	15:45	16:45	17:00	16:10	15分
ケ中	分会長会議	数回	無	15:45	16:45	17:00	不明	不明
コ小	分会長会議	10回程度	無	15:35	16:35	16:50	16:10	15分
コ小	分会長会議	2回	無	15:35	16:35	16:50	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
コ小	白書委員会	1回	無	15:35	16:35	16:50	休憩又は勤務時間中(類推)	不明
サ小	分会長会議	10回以上	無	15:30	16:30	16:45	16:00	15分
シ小	分会長会議	不明	無	15:30	16:30	16:45	16:35	10分
シ小	分会長会議	15回以上	無	15:30	16:30	16:45	16:35	10分
シ小	女部・養育会	不明	無	15:30	16:30	16:45	16:35	10分
シ小	分会長会議	数回	無	15:30	16:30	16:45	16:35	10分
ス小	分会長会議	13回程度	無	15:25	16:25	16:40	16:20	15分
ス小	女部・ 白書委員会	4回	無	15:25	16:25	16:40	16:35 16:35 16:15 16:20	5分 5分 15分 15分 計40分
ス小	支会関係会議	2回	無	15:25	16:25	16:40	16:30	10分
ス小	女性部会議	2回	無	15:25	16:25	16:40	16:30	10分
ス小	女部白書委員会	2回	無	15:25	16:25	16:40	16:25	15分
セ小	分会長会議	10数回	無	15:10	16:10	16:30	16:20	10分
セ小	女性部会議	不明	無	15:10	16:10	16:30	16:20	10分
セ小	女性部会議	不明	無	15:10	16:10	16:30	16:20	10分
ソ小	分会長会議	10数回	無	15:25	16:25	16:40	16:30	10分
タ中	分会長会議	15回程度	無	15:25	16:25	16:40	16:10	15分
タ中	分会長会議	不明	無	15:25	16:25	16:40	16:10	15分
タ中	会計担当会議	1回	無	15:25	16:25	16:40	不明	不明
タ中	女性部会議	不明	無	15:25	16:25	16:40	不明	不明
タ中	女性部会議	不明	無	15:25	16:25	16:40	不明	不明
タ中	女性部会議	不明	無	15:25	16:25	16:40	不明	不明
チ小	分会長会議	10回程度	無	15:40	16:40	16:45	16:40	5分
ツ小	女性部会議	1回	無	15:40	16:40	16:55	16:50	5分
ツ小	分会長会議	20回前後	無	15:40	16:40	16:55	16:25	15分
ツ小	分会長会議	20回前後	無	15:40	16:40	16:55	16:20	15分
ツ小	教文担当者会議	1回	無	15:40	16:40	16:55	16:50	5分
ツ小	分会長会議	1回	無	15:40	16:40	16:55	16:35	15分
ツ小	女性部会議	1回	無	15:40	16:40	16:55	16:50	5分
テ小	分会長会議	16回程度	無	15:40	16:40	16:45	16:25	5分
ト小	分会長会議	19回程度	無	15:40	16:40	16:45	16:30	5分
ト小	女性部会議	4回	無	15:40	16:40	16:45	16:30	5分



学校名	会議名	回数	休暇処理	休憩開始	休憩終了	勤務終了	退勤時刻	1回当欠勤時間
ト小	分会長会議	1回	無	15:40	16:40	16:45	16:35	5分
ト小	分会長会議	18回程度	無	15:40	16:40	16:45	16:25	5分
ナ中	分会長会議	不明	無	15:45	16:45	16:55	16:30	10分
ナ中	分会長会議	10数回	無	15:45	16:45	16:55	16:30	10分
ナ中	女性部会議	10回	無	15:45	16:45	16:55	16:45	10分
ナ中	女性部会議	3回	無	15:45	16:45	16:55	16:45	10分

### (3) その他勤務時間中の職員団体に係る事務

#### ア A町

- 職員団体役員1人から、勤務時間中に、支部との電話、会議開催案内のファクシミリ送信、要請書や署名の集約のための電子メール利用などにより、職員団体に係る事務を行っていたとの回答があった。なお、同人は「学校備品の使用状況」においても、ファクシミリを使用したと回答している。

(当該校ファクシミリからの日高支部あて送信記録(学校保存))

3月4日(木) 13:08 3月8日(月) 15:21 3月9日(火) 10:46・14:31  
3月19日(金) 16:35

(当該校パソコンからの電子メール送信記録)

2月26日(金) 11:40

- また、9校においては、勤務時間中に職員団体に係る事務を行っていた者がいたが、具体的な日時や場所などを特定するまでには至らなかった。
- なお、残りの5校については、勤務時間中に職員団体に係る事務を行ったという回答はなく、また、その事実も確認されなかった。

#### イ A町以外

- A町以外の40校中16校において、勤務時間中に職員団体に係る事務を行っていた者がいたが、具体的な日時や場所などを特定するまでには至らなかった。

(回答例)「まれに休憩時間中から休憩時間後に掛けて行うことがあった」

「本来業務の合間に行った」等

- なお、残りの24校については、勤務時間中に職員団体に係る事務を行ったという回答はなく、また、その事実も確認されなかった。

### (4) 政治的行為等の状況

#### ア A町

延べ11人の職員から、次の2件の回答があったが、禁止・制限されている政治的行為等を行っている事例は報告されなかった。

#### ○ 2月28日(日)「後援会事務所」開設作業

- 7名が出席し、立候補予定者の「後援会事務所」の清掃業務又は荷物運搬作業に従事していたとの回答があった。

#### ○ 3月6日(土)「事務所開き」「後援会総会」

- 4名が出席し、「話を聞いただけ」との回答があった。

#### イ A町以外 該当なし

[参考]

全道調査・日高管内調査 各調査対象項目対比表

1 勤務時間中の組合活動に関する調査

(1) 職員からの聴き取り

区分	全道調査	日高管内調査
学校備品 使用状況	○6種類の備品の個別調査 FAX、コピー機、電話、印刷機、パソコン、インターネット回線	○備品の全般調査(備品別には調査せず) (電話、ファクシミリ、コピー機、印刷機など)
諸会議等 参加状況	○勤務時間中の集会・会議等への参加状況 (校内会議、校外会議、教研集会)	○諸会議への参加状況 (※A町 ・第15回(2/9)、第16回(3/2)、第14回以前 ・その他(2/16地教委交渉、2/18支会学習会等) ※A町以外 ・分会長会議やその他の諸会議)
会議室等 の使用状況等	○会議室・教室等の使用状況、使用例、使用 手続き等	_____

(2) 校長からの聴き取り

区分	全道調査	日高管内調査
学校備品 使用状況	○6種類の備品の個別調査	○全道調査に同じ
諸会議等 参加状況	○諸会議等への参加状況	○全道調査に同じ
会議室等 使用状況	○会議室・教室等の使用状況、使用例、使用 手続き等	○全道調査に同じ
授業時数	○組合役員の担当授業時間数	_____

2 教職員の政治的行為等に関する調査

(1) 職員からの聴き取り

区分	全道調査	日高管内調査
カンパ	○カンパ活動の実態	_____
その他の 選挙運動 等	○「指令書」の存在 ○「専従担当者」「戸別訪問」「ビラ配り」「チ ラン配布」「電話かけ」、その他選挙運動又 は選挙運動と疑われる行為の経験 ○学校内の特定政党や候補者のポスターなど の掲示 ○これらの行為の見聞き	○2/28(日)「後援会事務所」開設作業への参加状況 ○3/6(日)「事務所開き」「後援会総会」への参加状 況

(2) 校長からの聴き取り

区分	全道調査	日高管内調査
カンパ	○カンパ活動の実態	_____
その他の 選挙運動 等	○「戸別訪問」「ビラ配り」「チラシ配布」「電 話かけ」、その他選挙運動又は選挙運動と 疑われる行為の見聞き ○学校内の特定政党や候補者のポスターなど の掲示	○2/28(日)「後援会事務所」開設作業への参加状況 ○3/6(日)「事務所開き」「後援会総会」への参加状 況
情報提供	○道民からの情報提供の状況	_____
組合掲示	○学校内の組合掲示板(スペース)の状況、 使用手続き等	_____

4 学校運営等の実態に関する調査

区分	全道調査	日高管内調査
校務分掌 の決定等	○校務分掌の決定 ○主任等の命課 ○主任手当の拠出行為	○全道調査と同じ内容を先行調査 (全道調査においては日高管内分省略)
職員会議 の運営	○職員会議の位置付け	
その他	○校長のリーダーシップが十分発揮できない など、学校運営全般において、課題があれば記述する	

3 長期休業期間中の校外研修の状況等に関する調査

5 教育課程の実施状況等に関する調査

(小・中学校、中等教育学校前期課程)

6 教育課程の実施状況等に関する調査

(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校)

7 勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関する調査

8 職員団体との関係に関する調査

※日高管内調査においては  
実施していない

## IV 今後の取組等

### 1 勤務時間中の組合活動について

本調査の結果を踏まえ、今後、管理職に対し、適正な勤務管理を徹底するとともに、教職員一人一人に対して、服務規律の厳正な保持について、改めて指導を徹底し、本道の学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、万全を期していく。

また、勤務時間外における職員団体用務による学校備品や会議室等の使用のあり方について、必要な検討を早急に行い、道立学校及び市町村教育委員会に対して適切に指導していく。

### 2 教職員の政治的行為等について

#### (1) キャンパ活動その他の選挙運動

本調査の結果を踏まえ、今後、管理職はもとより教職員一人一人に対し、服務規律の厳正な保持について指導を徹底し、本道の学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、万全を期していく。

なお、教職員の政治的行為の制限については、先の衆議院選挙にかかわり、子どもたちの教育に直接携わっている教職員が加入している職員団体の幹部が、政治資金規正法違反により逮捕・起訴され、有罪判決を受けた事態を踏まえ、本年5月に違反行為の具体例について、また、参議院議員選挙を前に、6月に2回にわたり、選挙運動の禁止等について、市町村教育委員会及び道立学校に通知・通達したところであり、本調査の結果を踏まえ、今後とも機会をとらえながら周知・指導を徹底していくこととする。

#### (2) 住民・保護者からの情報提供

学校運営の適正化を推進し、学校教育に対する道民の信頼確保につなげるため、本年6月から、「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度」を新たに導入し、学校運営や教職員の服務に関し、法令や学習指導要領に違反する行為が行われている場合、又はまさに行われようとしている場合を対象として、道民からの情報提供を受ける窓口を設置したところであり、今後、その活用を努めていく。

#### (3) 組合掲示

半数近くの学校において「組合掲示板(スペース)」を設けているが、すべての学校において使用許可規程がないことが、校長からの聴き取りから明らかとなった。

今後、本調査の結果を踏まえながら、「組合掲示板(スペース)」の使用のあり方について、必要な検討を早急に行い、道立学校及び市町村教育委員会に対して適切に指導していく。

### 3 長期休業期間中の校外研修について

- 長期休業期間中の校外研修等については、これまで、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行通達の一部改正の運用について」(平13.9.25企画総務部長通知)、「平成13年9月25日付け教育長通達及び企画総務部長通知等の考え方について」(平14.1.31教職員課長事務連絡)、「夏季休業期間等における教職員の勤務管理について」(平14.7.18教職員課長通知)や、「長期休業日における事務職員などの研修の取扱いについて」(平13.7.19企画総務部長通知)により、留意事項等について周知徹底を図ってきたが、未だその趣旨が徹底されず、一部適切さを欠く事例が見られることから、改めて、本年6月に「長期休業期間中の教員の勤務管理について」(教職員課服務担当課長通知)を発出し、厳格な取扱いの徹底を通知するとともに、その取組状況を調査・把握することとしている。

- ・ また、これまで道教委が発出した通知の中で「職専免による研修については、場所を問うものではなく、学校運営上支障がないこと、研修の実質が備わっていること」とした表現のうち「場所を問うものではなく」の表現が、特別の理由がある場合に認められる自宅での研修を安易に容認するかのような誤解を招きかねない面もあることから、この見解について早急に見直しを検討していく。

#### 4 学校運営等について

##### (1) 小・中学校

###### ア 校務分掌の決定と主任等の命課

校務分掌の決定は、校長が個々の教職員の経験や希望等を考慮しつつ、教職員構成や校内事情に応じて判断すべき管理運営事項であり、今回の調査では、職員団体から要求等が出されている学校はあるものの、すべての学校において校長がその権限と責任のもとに決定していると回答されている。

主任等の命課については、毎年度の調査において、道内のすべての市町村教育委員会から、始業式までに命課を行っているとの報告を受けており、今回の調査において、すべての学校で職員が命ぜられた主任等の業務を行っているとは回答されている。

一方、職員団体の大会議案によると、主任制度撤廃の闘争として、主任等の命課拒否・返上の取組が継続されており、多数の分会から主任等の命課を返上したとの報告がなされている。

道教委としては、校務分掌の決定や主任等の命課が、各市町村教育委員会の学校管理規則に基づき適切に行われるよう、道教委の考え方をはじめ、教職員の理解を図るための指導や適正化のための措置等、一連の取組の手順について、市町村教育委員会等に指導するとともに、職員団体に対し、主任等の命課拒否・返上行為を直ちに取り止めるよう、強く申し入れる。

###### イ 職員会議の運営

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、校長の職務の円滑な執行を補助するものである。

今回の調査では、職員会議について、すべての学校から法令等に基づき校長の補助機関として、校長が主宰していると報告されているが、記述式の質問では、未だに職員会議を最高決議機関と考えている教職員がおり、対応に苦慮している学校も見受けられる。

道教委としては、職員間の意思疎通を図る上で重要な意義を有し、校長の職務の円滑な執行を補助するものとしての職員会議が、法令等の趣旨に基づき適切に運営されるよう、市町村教育委員会等に対し指導する。

###### ウ 学校運営全般

学校運営に関する課題として、卒業式・入学式における国旗・国歌の実施や指導主事による学校教育指導の受け入れ、研修への参加等に関して、職員団体の取組や過激な組合員の発言等により、学校運営に影響を及ぼす事例が見られたことから、道教委としては、校長がその権限と責任に基づき、適正な学校運営が図ることができるよう、市町村教育委員会等に対し引き続き指導を行うとともに、校務にかかわる課題の解決を支援するため、今年度から各教育局に設置した学校運営サポートチームの積極的な活用について、さまざまな機会を通じて働きかけを行う。

## (2) 高等学校・中等教育学校

### ア 校務分掌の決定

高等学校及び中等教育学校の校務分掌の決定については、校長が職員の意見等を聞いている事例はあったものの、その内容は校務分掌の再編や人数配分についてであり、校務分掌の決定に当たって職員団体の案を受け取ったり、反映させたりするという事例は見られなかった。今後も適切に対応するよう指導する。

### イ 主任等の命課

高等学校及び中等教育学校の主任の命課については、主任等の持ち回りをしたり、主任等の業務内容について職員団体の意見を聞くなどの事例はなかった。また、主任等の命課の返上や業務を行わない職員もいなかった。今後も適切に命課するよう指導する。

### ウ 職員会議の位置付け

高等学校及び中等教育学校の職員会議の運営については、全ての学校において法令に基づき校長の補助機関として位置付け、校長が主宰しており、さらに全ての学校において職員会議の記録を残している。今後も適切に運営するよう指導する。

## (3) 特別支援学校

### ア 校務分掌の決定

特別支援学校の校務分掌の決定については、校長が職員の意見等を聞いている事例はあったものの、校務分掌の決定に当たって職員団体の案を受け取ったり、反映させたりするという事例は見られなかった。今後も適切に対応するよう指導する。

### イ 主任の命課

特別支援学校の主任の命課については、主任等の持ち回りをしたり、主任等の業務内容について職員団体の意見を聞くなどの事例は見られなかった。また、すべての学校で命課した主任等の業務を行わない職員もいなかった。しかしながら、主任等の命課の返上の申し入れ行為を行っている学校があり、道教委としては、主任等の命課に当たって、道立学校管理規則に基づき適切に行われるよう、道教委の考え方をはじめ、教職員の理解を図るための指導や適正化のための措置等、一連の取組の手順について、学校に指導していくとともに、職員団体に対し、主任等の命課返上行為を直ちに取り止めるよう、強く申し入れる。

### ウ 職員会議の位置付け

特別支援学校の職員会議の運営については、すべての学校において法令に基づき校長の補助機関として位置付け、校長が主宰しており、さらにすべての学校において職員会議の記録を残している。今後も適切に運営するよう指導する。

## (4) 主任手当の拠出行為

今回の調査により、返還行為については平成19年以降は行われていないものの、拠出行為についてはなお継続していることが判明したことから、職員団体に対し拠出行為を直ちに取り止めるよう強く申し入れる。

## 5 教育課程の実施等について(小・中学校・中等教育学校(前期課程))

### (1) 授業実施時数を確保できなかった学校等への指導

授業時数を確保できなかった学校及びその学校を所管する市町村教育委員会に対しては、直ちにその是正を行い、適切なものとなるよう指導した。今後とも、教育課程の適切な編成、実施に向け、指導主事の教育委員会訪問及び学校訪問、教育長会議等を通して指導するとともに、学習指導要領の周知徹底を図るための説明会の開催や教師用手引の作成配布などを行う。

また、平成21年度に心のノートを活用しなかった学校については、その後は正指導を行っており、平成22年度は活用されている。

今後も継続的に把握し、必要な指導を行う。

## (2) 道徳教育推進教師の位置付け

道徳教育推進教師を校務分掌に位置付けていない学校については、適切に位置付けるよう指導してきた。また、教頭が担当する理由として必ずしも十分でない事例や職員団体の反対などの不適切な理由については、一般教員が担当するよう指導してきている。

その結果、平成22年度にはすべての学校で道徳教育推進教師が位置付けられている。

また、教頭が担当している学校は、小学校が66校から31校に、中学校が18校から14校に減少しているが、新しい学習指導要領への移行期間中に、すべての小・中学校で一般教員が担当するよう、引き続き指導する。

今後においては、各学校において、学習指導要領に基づいて適切に教育課程が編成・実施されるよう、指導主事による学校訪問や教育課程に関する各種研修会、教育課程編成の手引などにより、指導・助言を行うほか、道徳教育推進教師を対象とした研修を新たに実施するなどして、道徳教育推進教師の資質能力の向上を図る。

平成23年度以降についても継続的に把握する。

## 6 教育課程の実施等について（高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校）

高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育課程の実施状況については、学習指導要領に基づかない指導を行っている学校はなかった。今後も、各教育局等による教育課程の実施状況の点検・指導に努める。

また、各学校において、学習指導要領に基づいて適切に教育課程の編成・実施が行われるよう、指導主事による学校訪問や教育課程に関する各種研修会、教育課程編成・実施の手引により、指導・助言を行う。

## 7 勤務実績の勤勉手当への反映について

勤務実績を反映した新たな勤勉手当制度については、平成20年12月支給期から実施してきているところであるが、制度運用におけるこれまでの取扱いについて、

- ・ 「特定の教職員のみを特定の成績区分に連続して適用することなく」との表現が、制度本来の趣旨が十分伝わらず、誤解を招き適切さを欠いていたことから削除したこと
- ・ 成績区分のうち「特に優秀」に関し、「理由書」を提出させてきたが、その結果、適用者の割合が極めて低い状態となっており、制度の趣旨を損なうものと考えられたことから理由書の提出を廃止したこと
- ・ 上位の成績区分の人数枠等について、職員団体に情報提供を行ってきたが、判定・評定者である教育委員会や校長の権限を損ねかねないことから情報提供は行わないこととしたことなど、平成22年6月の支給期に向け、見直しを行ったところである。

平成21年度を対象とした今回の調査においては、勤勉手当の成績区分に関し、職員団体から申し入れのあった876の学校・市町村教育委員会（札幌市を除く。）のうち、68の学校・市町村教育委員会において、「上位区分又はC評価者は固定化しない」、「Cは連続しない」等と回答した、適切さを欠いていたものや誤解を招いた恐れのある対応を行っていた実態が明らかとなった。

今後、職員団体に対する適切な対応について指導していくとともに、この度の見直しの趣旨について、周知徹底を図るなど、制度本来の趣旨に沿った決定手続きが行われるよう指導する。

## 8 職員団体との関係について

### (1) 交渉等の実施の対応

小中学校、市町村教育委員会において、管理運営事項と認識しながら交渉として応じているものや、勤務条件に関する事項と判断して、交渉として応じてはいるが、必ずしも勤務条件とは言い難いものも見られたことから、それらについては、交渉内容等をさらに確認し、不適切な場合には指導するとともに、交渉の進め方や考え方などについて改めて周知する。

### (2) 本庁本部間確認の追認

職員団体から本庁本部間の確認や道教委の見解として、市町村や校長が追認を求められているものの中には、『主任命課に関わる「10.3確認」』や『校外研修等に関わる「協定書」による確認』など、すでに廃止され効力のなくなっているものや、そもそも本庁本部間の確認や道教委が見解を示していないものが含まれている。このことから、それらの確認がすでに廃止されていることや、確認、見解を示していないことなどについて、市町村教委や校長に対し正しい情報を改めて周知するとともに、職員団体に対し、事実のない確認等による市町村や校長への追認を行わないよう、強く申し入れる。

### (3) 職員団体による対抗戦術への対応

職員団体が道教委事業に対する対抗戦術として取り組んでいる、各種調査への非協力や各種会議、研修会への参加拒否、あるいは、国旗・国歌の実施に関わる反対運動に対しては、必要に応じ校長から職務命令を発するなど、毅然とした対応をするよう指導するとともに、校長の判断が難しい場合については、教育局の学校運営サポートチームの活用などを通して学校との連携を図り、適切な対応を進める。

また、職員団体に対し、主任の命課返上や主任手当の抛出行為などの対抗戦術を直ちに取り止めるよう、強く申し入れる。

### (4) 管理職選考における対応

教頭昇任選考において、2教育委員会及び1市町村立学校で関与はあったが影響はなかったと回答があったが、引き続き管理職選考が適切に行われるよう、市町村教委等と連携し対応することとする。

## 9 まとめ

道教委としては、市町村教育委員会や学校と連携を図りながら上記の取組を進めるほか、本調査結果を踏まえ、地方公務員法や教育公務員特例法などの法令遵守の徹底による服務規律の確保や長期休業期間中の校外研修の厳格な取扱い、国旗・国歌の取扱い、主任等の命課などが適切に実施されるよう、職員向けリーフレットの作成・配布などを通じて、教職員一人一人に確実にその趣旨を周知するとともに、今後とも、初任者研修や10年経験者研修などの教員研修において、これらを重点事項として取り扱い、周知徹底を図るなどして、校長のリーダーシップのもと、適切な学校運営が行われるよう、全力で取り組んでいく。

なお、今回の調査の結果、法令等違反の疑いのある行為については、今後さらに具体的な内容を把握・確認し、非違行為が明らかになった場合は、厳正に対処する。